



# 第二次葉山町教育総合プラン



平成 2 9 年 5 月  
葉山町教育委員会

## はじめに

葉山町教育委員会では、平成 14 年（2002 年）6 月に設置された「葉山町教育総合プラン策定委員会」の提言を受け、平成 20 年（2008 年）5 月に「葉山町教育総合プラン」を策定し、「葉山だからできる豊かな学び」のあり方を理念として掲げるとともに、その実現に向けての具体的な取り組み（実施計画）のアイデアを「アクション・アイテム」として提示しました。これ以後平成 28 年度に至るまで、葉山町教育委員会の活動の指針として、また「点検及び評価」の基準として活用してまいりました。

しかしながら、策定以来 9 年が経過する中で、教育法制面では、平成 18 年（2006 年）に教育基本法が改正されて教育振興基本計画策定に係る地方公共団体の努力義務が明記され、平成 26 年（2014 年）には地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて教育委員会のあり方に大きな変更が生じました。また、国においては、平成 25 年（2013 年）に第 2 期教育振興基本計画が閣議決定され、本町においても、平成 27 年（2015 年）に第四次葉山町総合計画が策定されています。さらに、平成 23・24 年（2011・2012 年）に、小学校、中学校の学習指導要領が相次いで施行されています。

葉山町教育委員会では、こうした状況やグローバル化・情報化・少子高齢社会化などをはじめとする社会の急激な変化に鑑み、教育に係る様々な問題・課題に対応するため、第二次教育総合プランを策定し、これをもって葉山町教育振興基本計画と位置づけることとしました。この方針に基づき、平成 28 年（2016 年）4 月、学識経験者・教職員・保護者等で構成する「葉山町教育振興基本計画策定委員会」を設置し、改定案を諮問しました。以来 4 回にわたって慎重に審議が進められ、同年 11 月に行われた答申を受けて今回の策定にいたりました。このプランを策定するうえで大きく考慮した点やプランにおける基本理念・基本目標、12 の基本施策等については本文中の各該当箇所をご覧ください。いずれにせよ、これをもって、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間における、葉山町教育委員会の活動の基本が定まりました。「人を育てる葉山」そして「人が育つ葉山」の実現に向けて、精一杯取り組んでまいります。

平成 29 年（2017 年）5 月

葉山町教育委員会

# 目次

第1章	第二次葉山町教育総合プランについて	
1	策定の目的	1
2	策定の背景	1
3	計画期間	2
4	第四次葉山町総合計画との関係	3
第2章	葉山町の教育をめぐる情勢と課題	
1	葉山町の教育をめぐる情勢	5
2	第一次葉山町教育総合プランの総括で明らかになった課題	25
第3章	葉山町の教育のめざすところ	
1	基本理念・基本目標	29
2	プランを推進するうえで留意すべき視点	30
3	プランの体系	31
第4章	12の基本施策と、施策の方針等	
1	基本目標1における基本施策と、施策の方針等	33
2	基本目標2における基本施策と、施策の方針等	55
第5章	事務局機能の強化	
1	事務局体制の強化	69
2	積極的でタイムリーな情報発信	69
3	2つの進行管理	70
4	事業再編	70
資料編		
1	策定の体制	71
2	葉山町教育総合プラン検討会設置要綱	72
3	葉山町教育総合プラン検討会の開催経過	74
4	葉山町教育振興基本計画策定委員会規則	75
5	葉山町教育振興基本計画策定委員会委員名簿	76
6	葉山町教育振興基本計画策定委員会の開催経過	77

## 第1章 第二次葉山町教育総合プランについて

### 1 策定の目的

第二次葉山町教育総合プランは、葉山町における教育行政の指針として、また、教育の振興に関する施策を総合的に推進するための行動計画として策定するものです。

また、同プランは、平成20年5月に策定した「葉山町教育総合プラン」を改定したものであり、改定を機に、教育基本法第17条第2項に規定する葉山町の教育振興基本計画に位置づけるものです。

#### 教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 2 策定の背景

葉山町教育委員会では、国の第1期教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)に先立ち、平成20年5月に第一次葉山町教育総合プランを策定し、「葉山だからできる豊かな学びに向かって」様々な教育施策を進めてきました。

しかし、第一次葉山町教育総合プランは、策定から既に9年が経過し、変化する教育環境に対して対応しきれない部分が生じています。また、参酌すべき国の教育振興基本計画は平成25年6月に改定され、さらには、葉山町のまちづくりの指針である総合計画も、平成27年度を初年度として改定されています。

第二次葉山町教育総合プランは、これらのことを受けて策定するものです。

### 3 計画期間

第二次葉山町教育総合プランの計画期間は、第四次葉山町総合計画の計画期間との整合を図るため、平成 29 年度（2017 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 4 年間とします。

図 1-1 計画期間

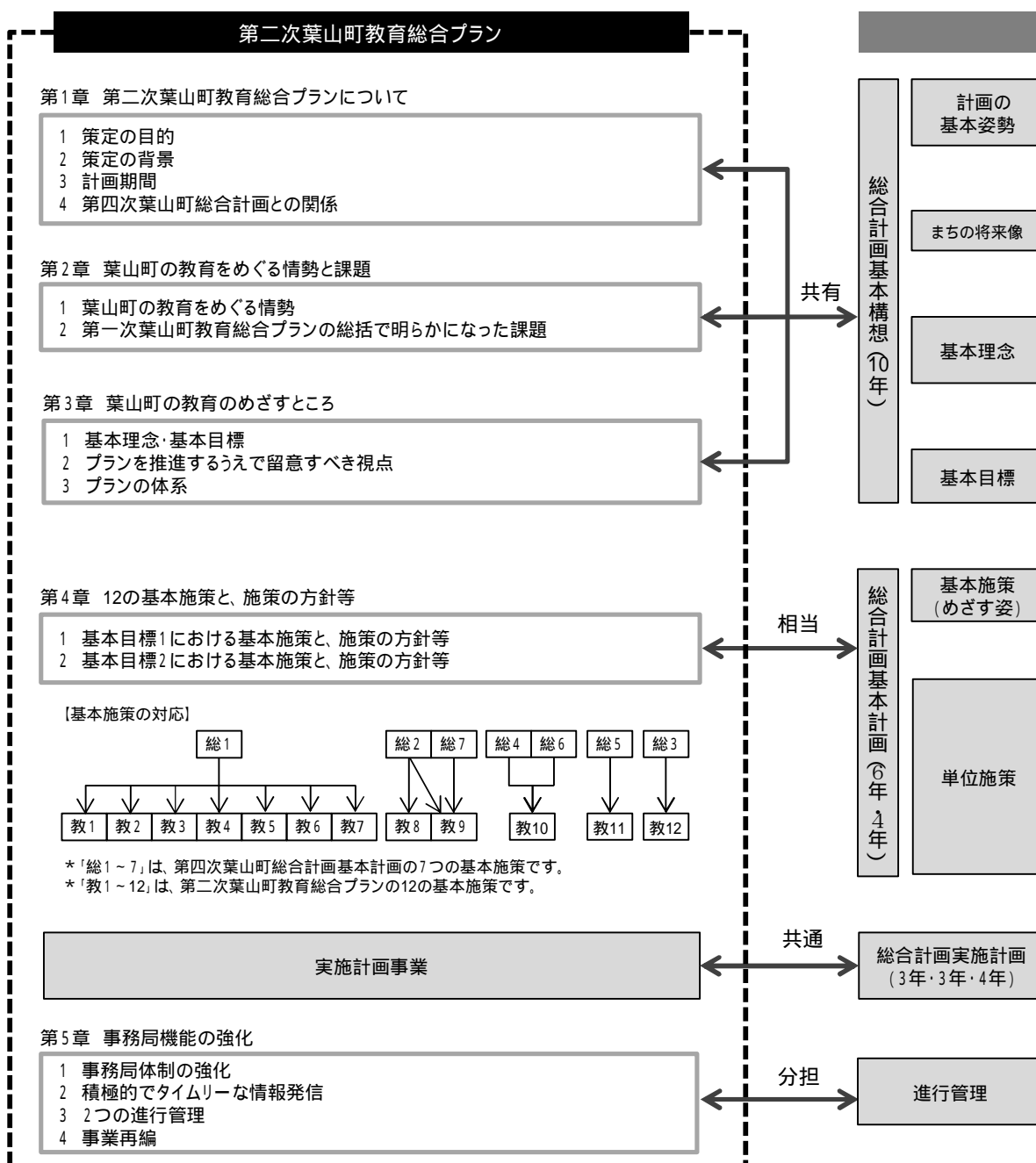
西暦(年度)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024		
平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36		
第四次葉山町総合計画	基本構想	10年間										
	基本計画	6年間(第1期)						4年間(第2期)				
		実施計画	3年間(第1期前期)			3年間(第1期後期)			4年間(第2期)			
葉山町教育総合プラン	平成20年から		9年間(第一次)		4年間(第二次)				4年間(第三次)			

\* 第三次葉山町教育総合プランの計画期間は予定です。

## 4 第四次葉山町総合計画との関係

葉山町では、平成27年3月に第四次葉山町総合計画を策定していますが、その検討が行われたのは、国の第2期教育振興基本計画が策定されて間もなくの時期であり、また、第一次葉山町教育総合プランを見直す作業に着手していなかったこともあり、第四次総合計画における教育分野の骨格といえる基本施策までは、第三次総合計画の体系が基本的に継承されています。

図1-2 第四次葉山町総合計画との関係



一方、第二次葉山町教育総合プランでは、第四次葉山町総合計画基本構想を“共有”しつつも、学校教育に関する単位施策を基本施策として位置づけ直したため、第四次総合計画においては、7つであった基本施策（総1～7）が、内容上それに“相当”する12の基本施策（教1～12）に再編されています。



## 第2章 葉山町の教育をめぐる情勢と課題

第二次葉山町教育総合プランの策定にあたって、葉山町の教育をめぐる情勢と、第一次葉山町教育総合プランの総括で明らかになった課題を次のとおり整理します。

### 1 葉山町の教育をめぐる情勢

#### (1) 国県等の動向

〔国県等の動向1：第2期教育振興基本計画〕

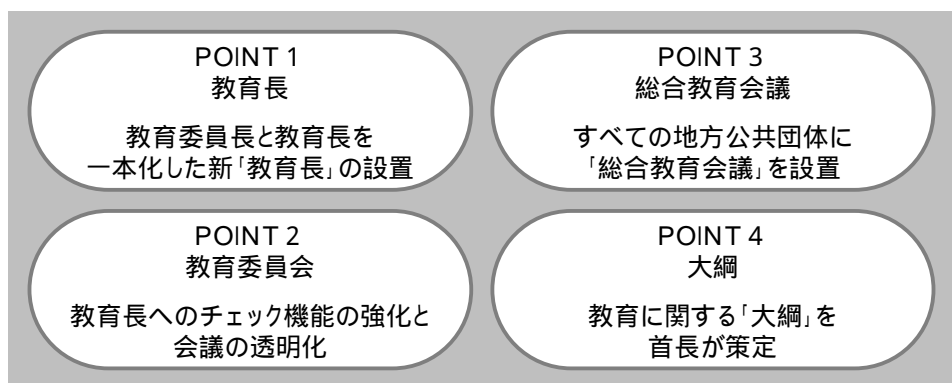
国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日 閣議決定）の前文では、「教育立国」を実現するための基本的な方向性が次のとおり示されています。

- |                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| ● 社会を生き抜く力の養成    | ● 未来への飛躍を実現する人材の養成                  |
| ● 学びのセーフティネットの構築 | ● <sup>きずな</sup> 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 |

〔国県等の動向2：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律〕

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しながら、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等を図るため、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

図2-1 改定のポイント





### 〔国県等の動向 3：学習指導要領の全面改訂〕

学習指導要領は、時代の変化や子どもの実態、社会の要請などを踏まえ、約 10 年ごとに改訂されてきました。

平成 23 年度から小学校で、平成 24 年度から中学校で全面実施されている現行の学習指導要領の基本的な考え方には、「生きる力」を育成するために、知識・技能の習得と並んで思考力・判断力・表現力や主体的学習態度の育成が重要であること、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが盛り込まれています。

また、平成 28 年 12 月 21 日に中央教育審議会より文部科学省に答申された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」では、現代の日本社会について「社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきて」と捉えたうえで、基本的な考え方として、「何を教えるか」ということ以上に「何ができるようになるか」を意識した指導を重視する方針を示し、さらに小学校で英語を教科として本格的に導入することとしています（小学校は平成 32 年度、中学校は平成 33 年度に全面実施される予定）。

### 〔国県等の動向 4：小中連携、一貫教育の推進〕

義務教育 9 年間を見通した計画的・継続的な学力・学習意欲の向上や、いわゆる「中 1 ギャップ」への対応といった観点から、小中連携、一貫教育の取り組みが全国的に進められています。

こうした中、小中一貫教育の制度化と総合的な推進のための諸方策を盛り込んだ中央教育審議会答申が平成 26 年 12 月に出され、これを受けて、国は「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）」を制定し、新たな校種として義務教育学校を制度化しました。

一方、神奈川県では、小中一貫教育を県内に普及させるため、平成 27 年 4 月から 3 つのモデル地区を指定しています。

「小中一貫教育等に関する実態調査（文部科学省）」における小中一貫教育の定義

小中連携教育	小・中学校が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育
小中一貫教育	小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

（中央教育審議会答申（平成 26 年 12 月）より）

\* この表からうかがわれるように、小中連携教育と狭義の小中一貫教育を合わせて、いわば広義の小中一貫教育と見ることができます。以下、本書では、広義の小中一貫教育を「小中一貫教育（連携教育）」と表記します。

〔国県等の動向5：インクルーシブ教育システムの構築〕

「障害者の権利に関する条約」(平成18年12月13日国連総会採択)によれば、インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

国はこれを受け、平成23年に障害者基本法を改正し、その中に「共生社会」の実現という内容を盛り込みました。また、その中で、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮することも求めています。

神奈川県では、平成27年4月に「インクルーシブ教育推進課」を新設し、小・中学校から高等学校卒業までを見通した、連続性のある「多様な学びの場」の仕組みづくりに取り組んでいます。

〔国県等の動向6：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等の検討〕

国では、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を策定し、それぞれの市町村の実情に応じた検討を、市町村が主体的に進めることを求めています。

また、「手引」では、小学校、中学校とも学校規模の標準を12～18学級としたうえで、適正規模・適正配置等の検討の開始に係る基準(いわゆる要検討基準)の目安を示しています。

少子化に対応した活力ある学校づくりは、「手引」が示す適正規模・適正配置等だけが有効な手段ではありませんが、小規模化が継続・進行している学校については、活力ある学校づくりが懸案になりつつあることは確かです。

〔国県等の動向7：公共施設等総合管理計画の策定〕

〔国県等の動向6〕の「活力ある学校づくり」と視点は異なりますが、国では、今後急増する老朽インフラに対応するという視点からも、学校施設の最適化を求めています。

具体的には、平成25年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議が策定した「インフラ長寿命化基本計画」と、平成27年3月に文部科学省が策定した「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に基づき、葉山町に「公共施設等総合管理計画」の策定を、葉山町教育委員会に「個別施設毎の長寿命化計画」の策定を求めています。

---

〔 国県等の動向 8 : スポーツ及び文化に関する事務の所掌の弾力化 〕

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 20 年 4 月 1 日に施行され、地方公共団体は、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く）と、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）のいずれか又はすべてを管理し、執行することができるようになりました。

これは、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨に基づいています。

〔 国県等の動向 9 : 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進 〕

国は、第 2 期教育振興基本計画の中で、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設において、学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく取り組みを推進するとしています。

また、国は、平成 25 年度からは、地域社会における様々な現代的課題に対し、公民館等が関係諸機関と協働し、課題解決に向けて実施する地域独自の取り組みを支援するため、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を実施しています。

〔 国県等の動向 10 : スポーツ基本法の施行と東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催 〕

平成 23 年 8 月「スポーツ振興法」を全部改正する形で「スポーツ基本法」が施行され、スポーツ立国の実現を目指すことが国家戦略として示されました。

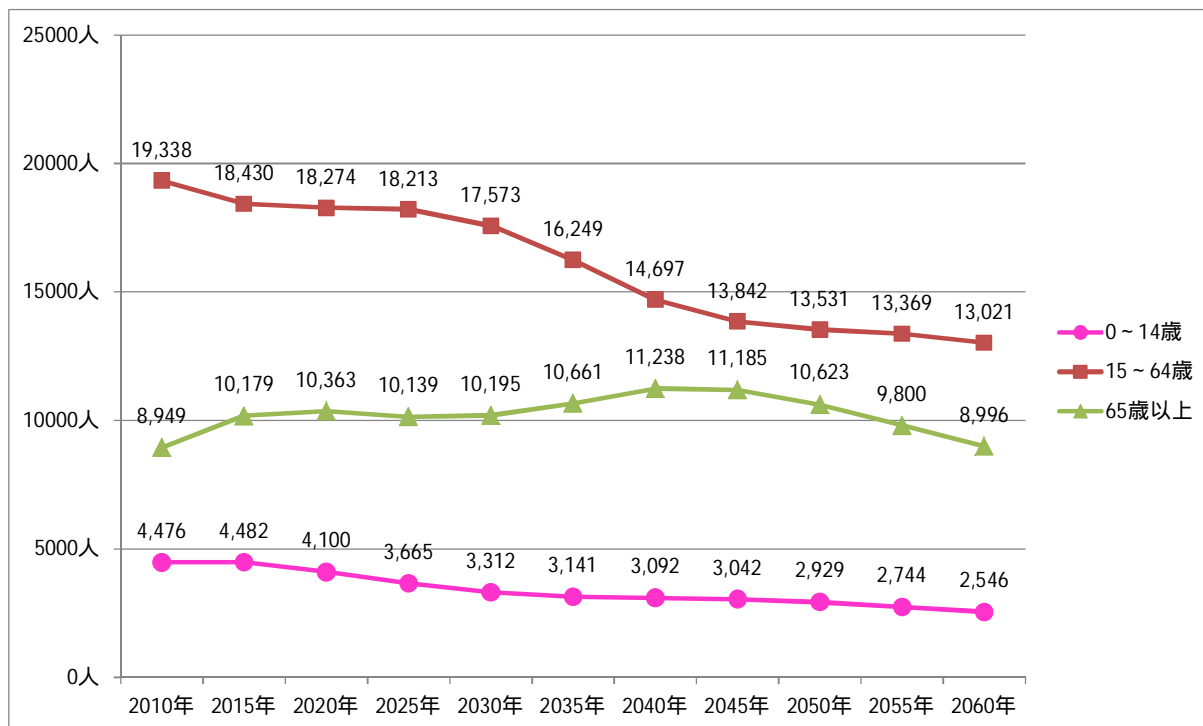
そして、平成 24 年 3 月には、同法に基づくスポーツ基本計画が策定され、平成 24 年度から 10 年間のスポーツ推進の基本方針と、5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されました。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定もあって、スポーツ機運は、これまでにない大きな高まりを見せています。

(2) 年齢3区分別人口の推計

- 生産年齢人口（15～64歳）は、平成7年（1995年）以降、減少が続いています。「国立社会保障・人口問題研究所」の推計では、今後も減少の推計となっており、葉山町の人口減の主な要因となっています。
- 年少人口（0～14歳）は、近年は微増の傾向が見られましたが、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計では、平成27年（2015年）以降は微減が続く見込みとなっています。
- 老年人口（65歳以上）は、生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命が延びたことから、一貫して増加を続けてきました。「国立社会保障・人口問題研究所」の推計では、今後も増加が続くことが見込まれますが、その伸びは間もなく鈍化し、平成57年（2045年）年以降では減少していく推計となっています。

図2-2 年齢3区分別人口推計



(参考:「葉山町人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年3月)」)

### (3) 児童生徒の推計

第二次葉山町教育総合プランの計画期間中における児童生徒数は、総数でほぼ横ばいですが、葉山小学校と、上山口小学校では減少が見込まれます(表2-1参照)。

また、「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計をもとに、平成72年(2060年)までの小・中学校の学級数を見てみると、図2-3のとおり平成47年(2035年)までに大きな減少がうかがえます。

表2-1 小学校の児童数の短期的な見通し(平成28年5月推計)

葉山小学校区											
	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
住民基本台帳	71	89	104	110	123	121	118	149	120	118	136
年間転出入等見込	5.7	6.3	7.3	0.7	1.0						
入学までの転出入等見込	21.0	15.3	9.0	1.7	1.0						
入学率	90.1%	90.1%	90.1%	90.1%	90.1%	91.7%	86.4%	93.9%	90.8%	88.1%	89.7%
児童数見込	82	93	101	100	111	111	102	140	109	104	122

上山口小学校区											
	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
住民基本台帳	23	15	20	23	29	24	32	32	25	19	33
年間転出入等見込	0.7	1.0	0.7	0.0	0.7						
入学までの転出入等見込	3.1	2.4	1.4	0.7	0.7						
入学率	91.1%	91.1%	91.1%	91.1%	91.1%	87.5%	103.1%	75.0%	96.0%	100.0%	84.8%
児童数見込	23	15	19	21	27	21	33	24	24	19	28

長柄小学校区											
	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
住民基本台帳	62	82	81	80	94	92	80	95	81	62	87
年間転出入等見込	4.7	4.7	5.3	3.0	2.3						
入学までの転出入等見込	20.0	15.3	10.6	5.3	2.3						
入学率	94.1%	94.1%	94.1%	94.1%	94.1%	94.5%	97.5%	93.6%	95.0%	91.9%	91.9%
児童数見込	77	91	86	80	90	87	78	89	77	57	80

一色小学校区											
	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
住民基本台帳	61	71	72	65	93	77	81	81	86	89	86
年間転出入等見込	4.3	6.0	1.3	4.7	1.7						
入学までの転出入等見込	18.0	13.7	7.7	6.4	1.7						
入学率	96.8%	96.8%	96.8%	96.8%	96.8%	97.4%	97.5%	93.8%	98.8%	96.6%	96.5%
児童数見込	76	81	77	69	91	75	79	76	85	86	83

小学校計											
	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童数見込	258	280	283	270	319	294	292	329	295	266	313

- \* 住民基本台帳及び在校生の基準日は、H28.5.1です。
- \* 年間転出入等見込は、当該学校区内における、同一学年次についての転出入等の、直近3年間の平均値です。
- \* 入学までの転出入等見込は、入学までの年間転出入等見込の合計です。
- \* H29～33の入学率は、1年生～6年生の平均値です。
- \* 計算例：葉山小学校区のH33年の入学者の場合、以下のとおりです。  

$$[71人 + (1.0人 + 0.7人 + 7.3人 + 6.3人 + 5.7人)] \times 90.1\% = 82人$$
(端数切捨て)  
計21.0人

表 2-2 中学校の生徒数の短期的な見通し（平成 28 年 5 月推計）

葉山中学校区		(単位：人)						
	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生
住民基本台帳	198	224	198	196	220	231	234	226
年間転出入等見込								
入学までの転出入等見込								
入学率	77.8%	77.8%	77.8%	77.8%	77.8%	78.3%	79.4%	75.6%
生徒数見込	153	174	153	152	171	181	186	171

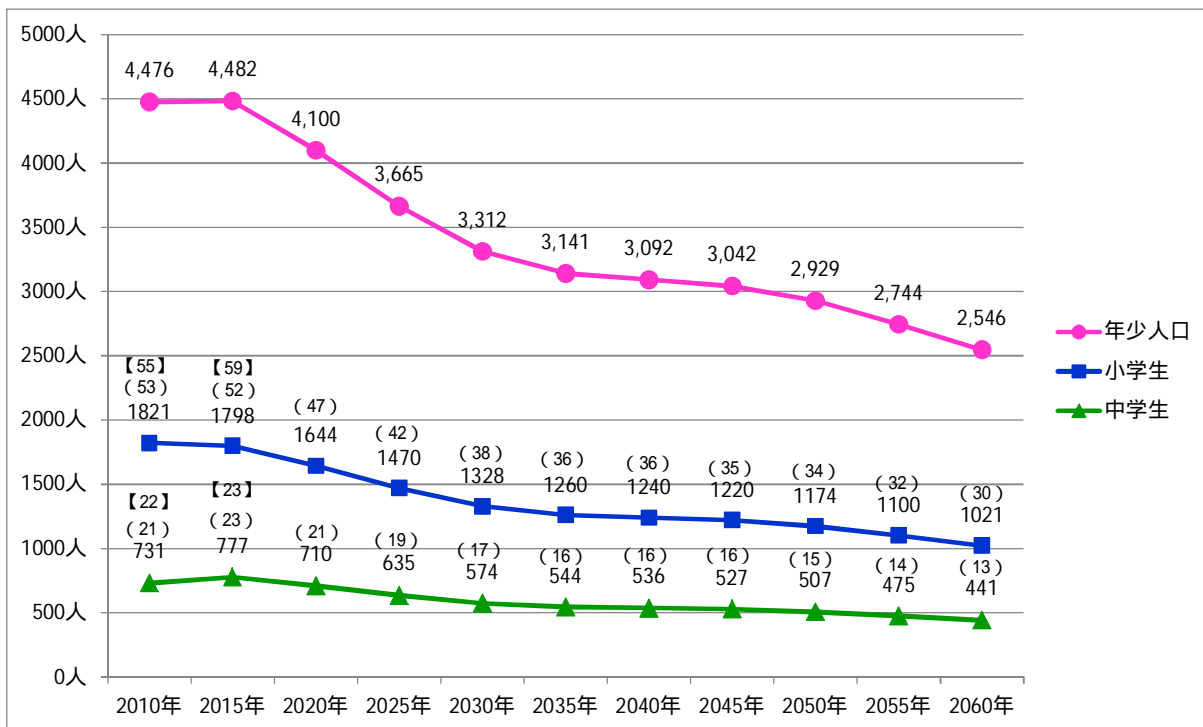
南郷中学校区		(単位：人)						
	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生
住民基本台帳	113	133	114	92	122	119	104	120
年間転出入等見込								
入学までの転出入等見込								
入学率	79.4%	79.4%	79.4%	79.4%	79.4%	84.8%	75.0%	78.3%
生徒数見込	89	105	90	73	96	101	78	94

中学校 計		(単位：人)						
	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生
生徒数見込	242	279	243	225	267	282	264	265

- \* 住民基本台帳及び在校生の基準日は、H28.5.1 です。
- \* 転出入等は、考慮していません。
- \* H29～33の入学率は、1年生～3年生の平均値です。

図 2-3 児童生徒数等の長期的な見通し



- \* 年少人口（0～14歳）は、2010年は国勢調査、2015年からは「国立社会保障・人口問題研究所」の推計です。
- \* 小学生・中学生の数は、2015年まで実際の数、2020年からは各年の年少人口に、平成27年度の年少人口に対する小学生・中学生（公立に限る。）の割合を乗じて算出しています。
- \* ( )内の数は、35人学級を想定した普通学級数です。【 】内の数は、実際の普通学級数です。

#### (4) 葉山町の財政現状

平成27年4月に策定した「葉山町中期財政計画(平成27年度～平成32年度)」では、葉山町の財政現状を次のとおり分析しています。

##### 町財政の現状と課題(抜書)

現状では歳入の根幹である町民税収入は減少することが予想され、一方歳出面では、超高齢社会における社会保障関連経費の増加が今後も見込まれます。さらには、築30年を超える公共施設の維持・更新に係る経費、災害対策経費をはじめ、町民のニーズがますます多様化する中で、その対応に要する経費は増大していくこととなります。また、今後のごみ処理施策や下水道事業など大規模施策の動向にも注視していく必要があります。

表2-3 財政見通し試算

歳入		(単位:千円)					
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
町税	5,671,408	5,645,082	5,664,897	5,609,223	5,612,034	5,627,267	
地方交付税	355,000	338,000	345,000	345,000	345,000	345,000	
国・県支出金	1,176,253	1,143,895	1,214,443	1,210,718	1,220,683	1,225,107	
町債	470,200	506,800	444,600	420,000	400,000	370,000	
臨時財政対策債	400,000	400,000	380,000	350,000	330,000	300,000	
その他	1,616,639	1,495,369	1,728,056	1,627,091	1,699,730	1,749,596	
歳入合計(A)	9,289,500	9,129,146	9,396,996	9,212,032	9,277,447	9,316,970	

\* 臨時財政対策債は、平成29年度以降も制度が続くものとして試算しています。

歳出		(単位:千円)					
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
人件費	2,858,207	2,850,783	2,861,717	2,861,717	2,861,717	2,861,717	
扶助費	1,358,898	1,382,430	1,506,180	1,521,242	1,536,454	1,551,819	
公債費	534,450	512,672	518,946	520,626	546,857	566,993	
投資的経費(普通建設事業費)	522,805	369,143	324,908	392,067	390,047	382,452	
繰出金	1,764,358	1,798,659	1,834,241	1,841,479	1,873,588	1,906,600	
その他	2,250,782	2,215,459	2,351,004	2,074,901	2,068,784	2,047,389	
歳出合計(B)	9,289,500	9,129,146	9,396,996	9,212,032	9,277,447	9,316,970	

(単位:千円)						
歳入歳出差引(A)-(B)	0	0	0	0	0	0
歳入歳出差引(A)-(B)	0	0	0	0	0	0

(「葉山町中期財政計画(平成27年4月)」より)

## (5) 学校教育の現状

## 〔学校教育の現状1：学力の状況〕

国では、全国的に子どもたちの学力状況を把握する「全国学力・学習状況調査」を平成19年度から実施しています。

この「全国学力・学習状況調査」結果については、実施教科が国語、算数・数学、理科の3教科であり、学習指導要領の全てを網羅するものではないことから、児童生徒が身につけるべき学力の特定の一部分の調査結果であることに留意する必要があります。

また、年度により問題の質が異なるため、学力の向上・低下の傾向を正答率のみで容易に評価することには難しい点があるということを十分に踏まえたうえで、葉山町における小中学生の学力の状況を分析すると、以下のような傾向がうかがわれます。

なお、文部科学省では、調査結果の見方として「全国の平均正答率（公立）の±5%の範囲内であれば同程度と考える」としています。

調査対象

年度	小学校（6年生）		中学校（3年生）	
	学校数	児童数	学校数	生徒数
平成27年度	4校	307人	2校	241人



## 小学校

小学校の調査結果については、実施科目全てが全国・県の平均正答率 $\pm 5\%$ の範囲内であるため、全国・県と比較してもほぼ同程度と考えられます。その中で、理科については、全国・県に比べ数値が上回っており、比較的良好な結果であると考えられます。

表 2-4 学力調査・平均正答率

	葉山町	神奈川県	全 国
国語 A	67.1	67.9	70.0
国語 B	61.7	64.3	65.4
算数 A	73.3	74.0	75.2
算数 B	44.7	44.8	45.0
理 科	64.1	60.4	60.8

\* 平均正答率は平均正答数を百分率で表示したものです。したがって、国語A、国語B、算数A、算数B、理科ごとの平均正答率は、それぞれの平均正答数を設問数で割った値の百分率（概数）となります。

\* それぞれの教科のA問題は、主として「知識」に関する問題、B問題は、主として「活用」に関する問題が出題されております。

\* 理科については、3年に一度、調査を実施しています。

（学習状況調査・児童質問紙について）

児童質問紙の「自己肯定感」に関する問いについては、肯定的な回答の割合が比較的高く、児童同士の関わりあいの中で物事に意欲的に取り組む姿勢がうかがわれます。

表 2-5 児童による自己回答抜粋

質問紙より抽出	小学校		
	葉山町	神奈川県	全国
ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがありますか。	94.4	94.9	94.5
難しいことでも失敗を恐れずに挑戦していますか。	77.7	75.9	76.4
自分には、よいところがあると思いますか。	77.5	75.7	76.4
友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか。	59.5	51.7	51.2

\* 数値は、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合の合計より算出しています。

## 中学校

中学校の調査結果については、全国・県の平均正答率 $\pm 5\%$ の範囲内であり、全国・県とほぼ同程度と考えられますが、全ての科目において数値が上回っています。全体的に良好な結果であると考えられます。

表2-6 学力調査・平均正答率

	葉山町	神奈川県	全 国
国語A	78.7	76.0	75.8
国語B	70.5	66.5	65.8
数学A	67.6	65.0	64.4
数学B	44.3	43.3	41.6
理 科	54.3	52.8	53.0

- \* 平均正答率は平均正答数を百分率で表示したものです。したがって、国語A、国語B、数学A、数学B、理科ごとの平均正答率は、それぞれの平均正答数を設問数で割った値の百分率（概数）となります。
- \* それぞれの教科のA問題は、主として「知識」に関する問題、B問題は、主として「活用」に関する問題が出題されております。
- \* 理科については、3年に一度、調査を実施しています。

（学習状況調査・生徒質問紙について）

生徒質問紙の「自己肯定感」に関する問いのうち「自分には、よいところがあると思いますか」や「友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか」については、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した生徒の割合が高く、日常生活や学習活動において、生徒同士の関わり合いが全体として良好な状態にあると考えられます。

表2-7 生徒による自己回答抜粋

質問紙より抽出	中学校		
	葉山町	神奈川県	全 国
ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがありますか。	89.6	93.4	94.2
難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦していますか。	67.2	66.9	68.8
自分には、よいところがあると思いますか。	71.8	66.1	68.1
友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか。	54.7	49.9	49.6

- \* 数値は、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合の合計より算出しています。

〔学校教育の現状 2 : 体力の状況〕

国では、全国的に子どもたちの体力状況を把握する「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を平成 20 年度から実施しています。

体力調査は、握力、反復横とび、50m走、立ち幅跳びなど 8 種目で実施され、葉山町における調査結果は、小・中学校とも男子の体力合計点については全国や県を上回っていますが、女子の体力合計点については全国の平均値をわずかながら下回っています。

また、生活調査については小・中学校の男女とも運動に対する意識が高く、特に中学生については「運動が得意」「体力に自信がある」という項目で男女共に平均値が全国を上回っています。

なお、葉山町では、全国平均と比較して、家庭でスポーツに関する話をしたり、家族と一緒に運動したりする児童生徒が多いという特徴も見受けられます。

調査対象

年度	小学校（5年生）		中学校（2年生）	
	学校数	児童数	学校数	生徒数
平成 27 年度	4 校	312 人	2 校	262 人

表 2-8 小学生平均値

種目	男子			女子		
	全国	神奈川県	葉山町	全国	神奈川県	葉山町
体力合計点（点）	53.80	52.44	53.93	55.18	52.61	53.74

表 2-9 中学生平均値

種目	男子			女子		
	全国	神奈川県	葉山町	全国	神奈川県	葉山町
体力合計点（点）	41.89	40.33	42.71	49.08	46.55	48.17

〔学校教育の現状3：教育相談〕

近年の様々な教育相談に対応するため、教育研究所相談員、スクールカウンセラー、心の教室相談員によるきめ細かな教育相談体制を維持しています。相談件数は、全体的に減少傾向にあります。相談内容では、児童相談所や医療機関などの専門機関との連携が必要なケースが増えています。

表2-10 小学校、中学校の相談件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
教育研究所 場 所：教育総合センター 時 期：常時 相談員：教育カウンセラー	404(小学校) 533(中学校)	475(小学校) 590(中学校)	422(小学校) 458(中学校)	350(小学校) 517(中学校)
スクールカウンセラー 場 所：学校 時 期：小学校 - 月1回程度 中学校 - 週1～2回 相談員：臨床心理士	85(小学校) 435(中学校)	248(小学校) 467(中学校)	255(小学校) 414(中学校)	274(小学校) 322(中学校)
心の教室 場 所：学校 時 期：中学校 - 週2～3回程度 相談員：元教員等	1,237	1,027	746	238

\* 相談者は、児童生徒・保護者・教職員です。

〔学校教育の現状4：不登校・いじめ〕

神奈川県では、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に、神奈川県が独自に調査する項目を加え、「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」を実施しています。

いじめについては、国から「積極的な認知」が求められていますが、児童生徒数に対する認知件数の割合には、都道府県間で未だ大きなばらつきが生じています。

葉山町においても「積極的な認知」について、依然として学校間や職員間でばらつきがあるのが現状です。

表2-11 不登校の児童生徒数と、いじめの件数

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
不登校	9	12	9	10	12	9	5	14
いじめ	14	12	6	10	15	2	9	2

〔学校教育の現状 5 : 学校教育施設の状況〕

小学校

表 2-12

学校名	所在地	竣工年月
葉山小学校	堀内 2050 番地 1	昭和 45 年 3 月・昭和 46 年 3 月(2 工区に分けて建設)
上山小学校	上山口 158 番地	昭和 47 年 7 月
長柄小学校	長柄 130 番地	昭和 51 年 3 月
一色小学校	一色 1060 番地	昭和 44 年 3 月

- 葉山町の公共施設の総床面積のうち、小・中学校の床面積は約 60%を占めています。
- 小学校の児童数が最も多かったのは、昭和 56 年で 2,957 人でした。その後は減少を続け、平成 11 年には 1,478 人まで減少しましたが、以後増加し、平成 25 年 5 月 1 日現在の児童数は 1,796 人で昭和 56 年の約 61%となっています。

(参考：葉山町公共施設白書(平成 26 年 3 月))

中学校

表 2-13

学校名	所在地	竣工年月
葉山中学校	堀内 2247 番地 2	昭和 58 年 3 月
南郷中学校	長柄 1835 番地	昭和 56 年 1 月

- 葉山町の公共施設の総床面積のうち、小・中学校の床面積は約 60%を占めています。
- 中学校の生徒数が最も多かったのは、昭和 62 年で 1,422 人でした。その後は減少を続け、平成 16 年には 649 人まで減少しましたが、以後増加し、平成 25 年 5 月 1 日現在の生徒数は 781 人で昭和 62 年の約 55%となっています。

(参考：葉山町公共施設白書(平成 26 年 3 月))

教育総合センター

表 2-14

所在地	竣工年月
堀内 2050 番地 9	平成 18 年 7 月

(6) 生涯学習の現状

〔生涯学習の現状1：町民の生涯学習の認知度と活動状況〕

葉山町社会教育委員会では、生涯学習の施策の発展を図るため、町民の生涯学習に関する状況及びニーズに関する調査を実施しています。

平成27年の調査では、町民3,000人を対象に実施し、1,132人から回答を得ました。

(アンケート結果抜粋)

回答者の年代が上がるとともに“生涯学習”の認知度は上がっていく傾向があり、60歳台以上の認知度は特に高い傾向が見られました。

\* 一部未回答があり、合計が100%にならない場合があります。

図2-4 生涯学習という言葉の認知度

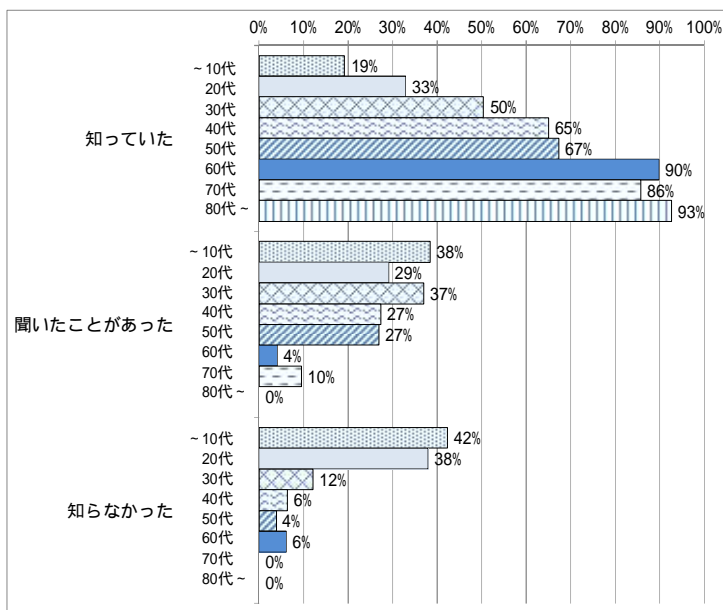
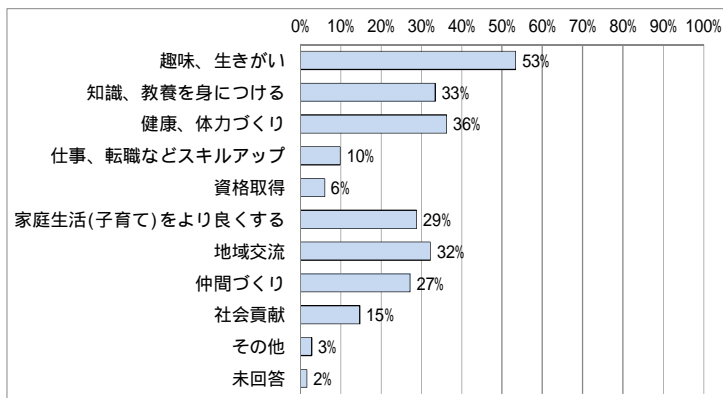


図2-5 生涯学習を行った目的

この設問は、複数回答です。回答者の半数以上が「趣味・生きがい」を目的のひとつにあげています。



〔生涯学習の現状 2 : 社会教育施設等の状況〕

図書館

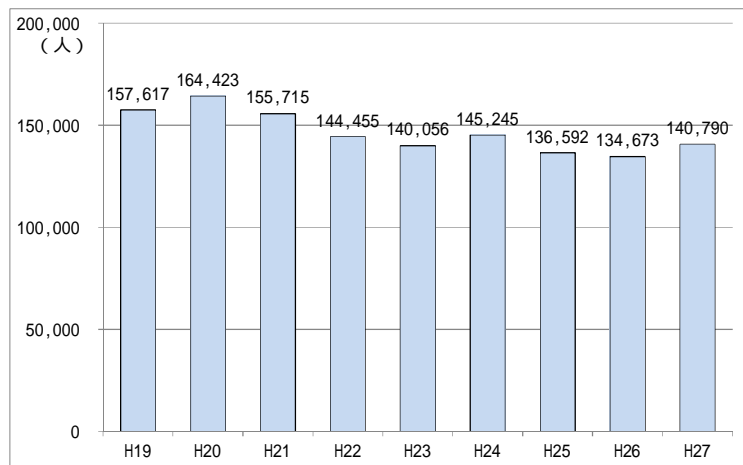
表 2-15

所在地	竣工年月
堀内 1874 番地	昭和 56 年 4 月

(来館者数)

平成 20 年度の 164,423 人をピークに減少傾向にあります。

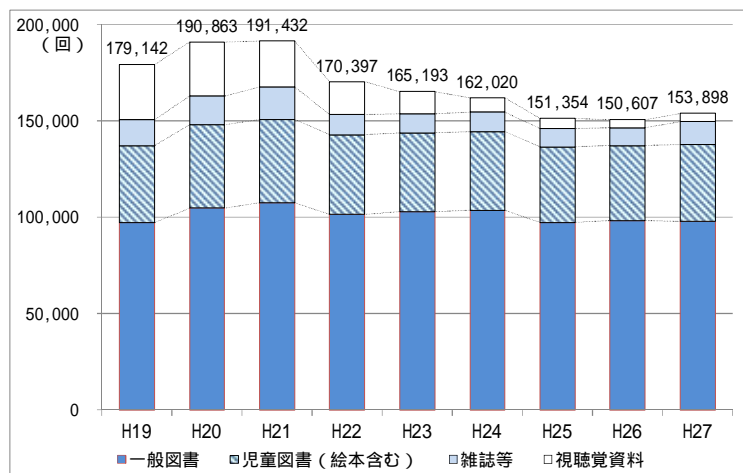
図 2-6 来館者数の推移



(貸出資料数)

全体的に減少傾向にあります。平成 27 年度までの約 10 年間で視聴覚資料の貸出が著しく減少しており、その他の貸出資料に大きな増減が見られないことから、視聴覚資料の減少が全体貸出数の減少に大きく影響を与えていることが分かります。

図 2-7 貸出資料数の推移



## 公民館

表 2-16

平成 27 年 12 月 31 日現在

所在地	設置年月	登録団体数
堀内 1874 番地	昭和 56 年 4 月	106 団体

- 施設は、責任者が明確な登録団体に開放しています。
- 利用団体の登録期間は、原則 2 年です。

## 学校施設開放

表 2-17

平成 27 年 12 月 31 日現在

施設名等	登録団体数
葉山小学校第 2 音楽室 (1 区画)	57 団体
上山口小学校旧校舎 (2 区画)	
一色小学校新館 (4 区画)	

- 施設は、学校運営上支障のない範囲で、責任者が明確な登録団体に開放しています。
- 利用団体の登録期間は、原則 2 年です。

## 学校体育施設開放

表 2-18

平成 27 年 12 月 31 日現在

施設名等	登録団体数
各小中学校体育館	52 団体
各小中学校グラウンド	18 団体

- 葉山中学校は、体育館・グラウンドのほかに、格技室も開放しています。
- 施設は、学校運営上支障のない範囲で、責任者が明確な登録団体に開放しています。
- 利用団体の登録期間は、原則 2 年です。



葉山しおさい公園・葉山しおさい博物館

表 2-19

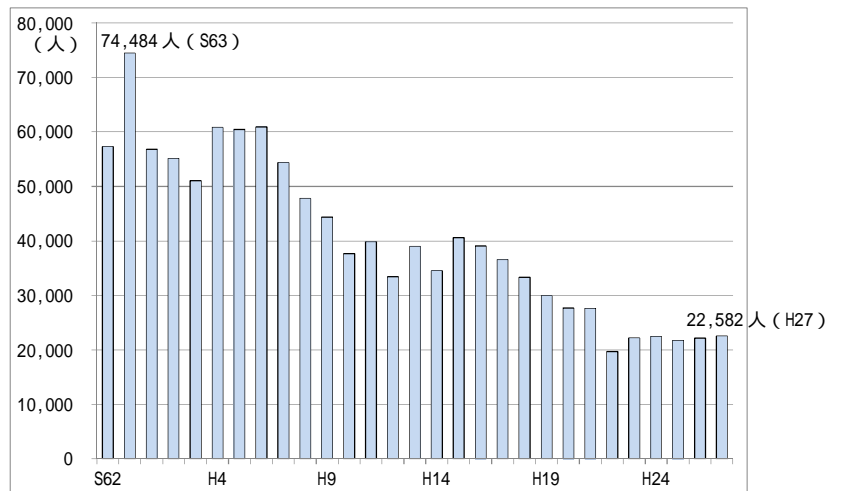
所在地	開園年月
一色 2123 番地 1	昭和 62 年 6 月

- しおさい公園の使用許可等管理運営及び維持管理に関する事務は、「町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則」により、葉山町教育委員会に委任されています。

(来園者(来館者)数)

昭和 63 年の 74,484 人をピークに減少傾向にあります。

図 2-8 来園者(来館者)数の推移



南郷上ノ山公園

表 2-20

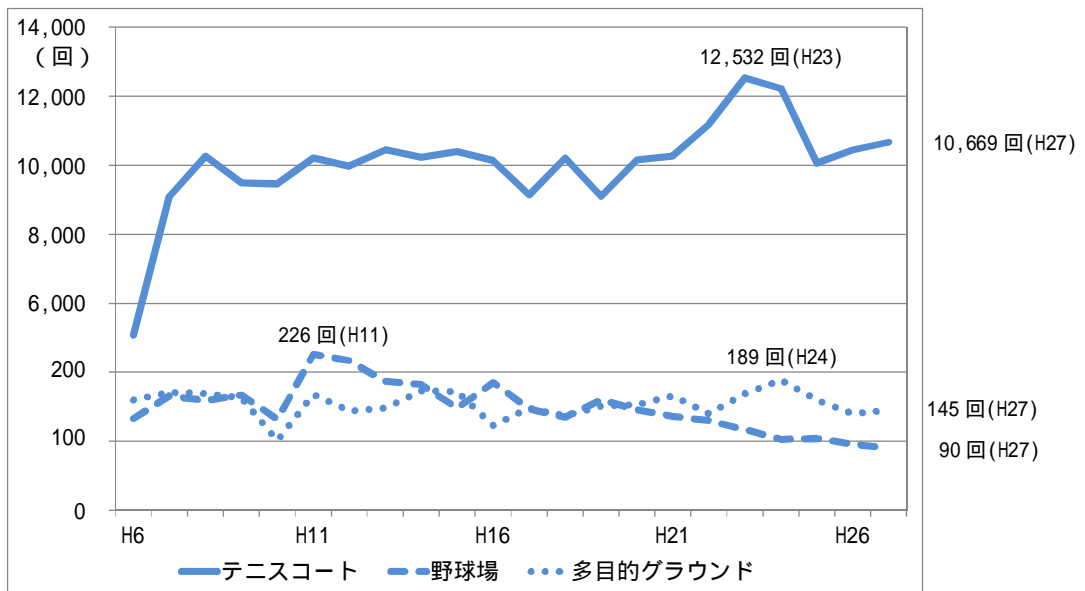
所在地	開園年月
長柄 1888 番地 1	昭和 60 年 4 月

- 南郷上ノ山公園の維持管理等に関する事務は、「町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則」により、葉山町教育委員会に委任されています。

(有料施設等の利用状況)

テニスコート及び多目的グラウンドの利用はそれぞれ概ね同程度で推移しているものの、野球場の利用は件数が減少しています。

図 2-9 利用状況の推移



〔生涯学習の現状 3 : 町内の指定・登録文化財〕

表 2-21

平成 28 年 4 月 1 日現在

区分		件数	主な文化財
国指定	史跡	1	長柄桜山古墳群
県指定	有形文化財	2	新善光寺本堂、四脚門
	有形民俗文化財	1	翁面
町指定	有形文化財	46	石造五輪塔、伊東家文書
	無形民俗文化財	3	世計り神事、潮神楽
	史跡	3	旗立山
	天然記念物	12	森戸大明神のビヤクシン
国登録有形文化財	建造物	2	日影茶屋本店客室棟、石蔵
計		70	

- 国指定史跡長柄桜山古墳群の保存整備を、逗子市と共同で実施しています。
- 文化財講座の開催や学校教育における長柄桜山古墳群見学、収蔵民具の見学等を通じて、葉山の歴史や暮らしについて学ぶ機会を提供しています。
- 町内の遺跡から出土した埴輪や丸木舟などをしおさい博物館で常設展示しているほか、リーフレットや冊子を配布し普及啓発を行っています。

## 2 第一次葉山町教育総合プランの総括で明らかになった課題

第一次葉山町教育総合プランの策定は、国の法整備に先立ち、地方自治体の主体性を十分に発揮した先駆的な取り組みであり、その意欲的な姿勢は高く評価できます。

しかし、その内容は、『教育』のあり方をとても広い範囲で捉えようとしていたため、行政の行動計画としては必ずしも有効ではありませんでした。

以下は、第一次葉山町教育総合プランの総括によって明らかになった、第二次葉山町教育総合プランを策定するにあたっての10の課題です。

### (1) 分かりやすく伝える、課題や目的を共有する

葉山町にふさわしい学習社会を、学校・家庭・地域の連携によって実現しようと提唱するのであれば、まず、私たちが目指す教育のあり方を、できるだけ分かりやすく伝え、それを多くの人々と共有することに努めなければなりません。

「“人を育てる”葉山」は、個々の人々の「気づく」、「知る」、「考える」、「行動する」があってこそ実現するものと考えます。

### (2) 法令に基づく計画に位置づける

第二次葉山町教育総合プランは、教育基本法第17条第2項に定める地方教育振興基本計画に位置づける必要があります。

そして、その際には、第二次葉山町教育総合プランをもとに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の3に定める大綱が策定されるよう町長との連携を強化することが求められます。

### ( 3 ) 個別計画としての特性を發揮しながら総合計画との整合を図る

第二次葉山町教育総合プランの策定にあたっては、第四次葉山町総合計画基本構想及び基本計画の意義やねらい、実施計画を含めた構成を改めて捉え直し、個別計画と総合計画を有機的に連携させながら、計画行政の推進を実現しなければなりません。

なお、2つの計画の連携を図るにあたって、第二次葉山町教育総合プランの有効性や効率性に影響が及ぶときは、個別計画としての第二次葉山町教育総合プランの自立性・体系性を考慮しつつ、段階的に両者の整合を図ることも検討する必要があります。

別の言い方をすれば、第二次教育総合プランにおける計画の体系が第四次総合計画基本計画と一時的にずれたとしても、第四次総合計画基本構想の実現に向けた施策の有効性・効率性がより高まるよう、第四次総合計画基本計画の見直し作業（平成 31～32 年度に予定）などを利用して、両者の計画の体系を全体的に整え直す必要があります。

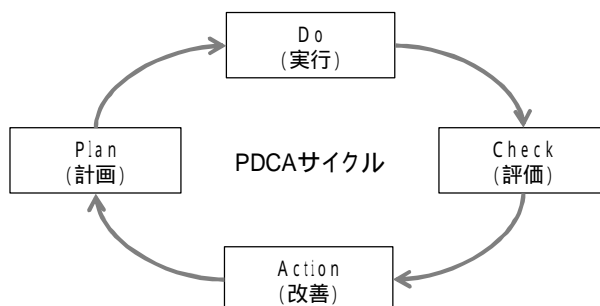
### ( 4 ) 施策のレベルに応じて、進行管理のあり方を明らかにする

個々の教育施策は、第四次葉山町総合計画実施計画の仕組みの中で進行管理されます。

一方、指針の要素もある第二次葉山町教育総合プランは、毎年の P D C A サイクルには適していません。

第二次葉山町教育総合プランでは、進行管理に係る事務負担にも配慮しながら、様々な施策のレベルに応じて、もっとも成果が發揮できる期間で P D C A を循環させることが大切です。

図 2-10 プランの進行管理



(5) 学習指導要領に対応しながら、学力の要素をバランスよく向上させる

児童生徒が、変化の激しいこれからの社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を一人ひとりに確実に身につけさせることにより、社会的自立の基礎を培うことが求められています。

そのためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育成することが大切です。

特に、「確かな学力」については、現行学習指導要領に謳われているように、「基礎的な知識・技能」、「知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力」、「学習に取り組む意欲」の三つの要素をともに育むことが必須であると考えられます。

(6) 教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供を図る

幼稚園就園奨励事業及び幼稚園補助事業については、ともに幼稚園教育の振興を図るため、葉山町教育委員会で実施している事業ですが、第四次葉山町総合計画においては「子ども・子育て支援の充実」に分類されました。

また、平成27年4月に策定された「葉山町子ども・子育て支援事業計画」においては、認定子ども園の普及促進をはじめ、教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供を掲げています。

今後は、これらのことを踏まえて、幼児期の教育・保育に関する施策を町長部局に一元化していく検討が必要です。

(7) 行政間、住民、地域団体、事業者等の協働で生涯学習の充実を図る

第二次葉山町教育総合プランの策定にあたっては、第四次葉山町総合計画に掲げる基本理念4「“みんなでつくる”葉山」を踏まえながら、“協働”の観点から、「生涯学習」を「学校教育」、「社会教育」、「青少年」、「スポーツ」と、生涯学習活動の成果を地域に還元する「まちづくり」に区別して、政策的に捉えなおすことが大切です。

---

#### ( 8 ) 生涯学習拠点の役割・機能に対する理解を深める

第一次葉山町教育総合プランでは、生涯学習拠点の設置を掲げていましたが、生涯学習そのものの意義や拠点が果たす役割・機能等を、庁内外の人々に正確に伝えることができず、生涯学習拠点については、大規模な公民館活動の場として捉えられてしまったように思われます。

今後は、生涯学習拠点について、場所（スペース）以外の機能のあり方を、改めて検討しなおすことが必要です。

#### ( 9 ) 教育施設を計画的に維持保全し、再配置・民間活力の活用を検討する

近年、公共施設の老朽化対策の有効な手段として、学校施設を学童クラブ、高齢者福祉、地域振興等多目的に使用する複合化が注目されています。

また、第四次葉山町総合計画では、学校施設、生涯学習・スポーツ施設を含む公共施設全体について、計画的な維持保全を推進するほか、再配置や民間活力（指定管理者制度等）の活用を検討するとしています。

#### ( 10 ) 教育委員会の事務局機能を向上させる

第一次葉山町教育総合プランの進行管理が徹底されなかった原因のひとつは、教育委員会事務局の機能が十分に発揮されてこなかったことにもあると言わざるを得ません。

一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により設置される「総合教育会議」の事務局は、葉山町では、教育委員会に置かれていません。

また、国は、教育行政の新体制が十分に機能するかどうかについて、法改正の通知の中で「事務局機能の強化」を特記しています（平成 26 年 7 月 文部科学省初等中等教育局長通知）。

## 第3章 葉山町の教育のめざすところ

### 1 基本理念・基本目標

第四次葉山町総合計画基本構想の「教育・文化」の政策の分野における基本理念と基本目標を共有し、本プランでは、次のとおり基本理念と、基本目標を定めます。

#### 基本理念 “人を育てる” 葉山

まちの将来を担う子どもたちの育ち・学びが地域ぐるみで支えられるとともに、だれもが生涯にわたり学び合い、活躍できて、交流できる“人を育てる”葉山をめざす

##### 基本目標1 子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくむ

まちの将来を担う子どもたちが、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくみ、豊かな自己実現力（生きる力）を持った自立した大人に成長できるよう、町の豊かな地域資源（人材や自然環境など）を有効活用しながら、一人ひとりの個性や能力を適切に引き出すきめ細かな教育を推進します。

##### 基本目標2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らせる環境を整える

だれもがいつでも気軽に学べて、年齢や体力に応じて運動することができる場や機会を提供するとともに、芸術文化活動に親しめる環境づくりや地域で受け継がれてきた文化の伝承活動に取り組みます。



## 2 プランを推進するうえで留意すべき視点

国の第2期教育振興基本計画では、教育政策の最大かつ普遍的な目的は、「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」であるとしたうえで、その具体的な施策は、社会の変化、時代の要請に応じて適切に変化すべきであると指摘しています。

そこで、第二次葉山町教育総合プランでは、施策の体系と、施策そのものの適切な変化を推進するうえで、特に留意すべき視点を以下のとおり設定します。

### (1) 教育政策の意義と、社会的効果

国の第2期教育振興基本計画では、教育の社会的効果を次のとおり整理しています。第二次葉山町教育総合プランの策定にあたっては、まずは、教育政策の意義や、教育の社会的効果について、正しい認識を持つことが大切です。

教育は、個人の社会的自立の基礎を築き幸福を実現するもの（例：知識技能や社会性などの獲得を通じて失業リスクの軽減、所得向上、健康増進など）であると同時に、教育の成果が、教育を受けた本人のみならず広く社会全体に還元され社会の活力増進の原動力となること（例：社会全体の知的ストックの増大による経済活性化、所得分配の公平化による格差是正、社会の安定性確保、社会的課題の解決、税収の増大、公的支出の抑制、更なる知的活動の増進など）を踏まえれば、「未来への投資」であるとともに、社会参加を保障する「セーフティネット」として公的な性格を持つ営みである。

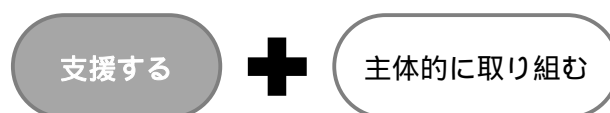
（「第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日）」より）

### (2) 教育委員会のあり方

前記(1)の観点から、葉山町教育委員会に対しても、第一次葉山町教育総合プランの中で示した「学習者を支援する葉山の教育」という立場だけでなく、町長との連携強化を図りながら「葉山町の教育の政策主体」としての立場に立脚したプランの策定や推進が強く求められていると言えます。

このことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正からもうかがえます。

図3-1 教育委員会の姿勢



### 3 プランの体系

基本理念、基本目標を実現するためのプランの体系は、以下のとおりです。

表 3-1

基本理念	基本目標	12の基本施策	施策目標
<p>だれもがまちの将来を担う子どもたちの育ち・学びが地域ぐるみで支えられるとともに、『人を育てる』葉山をめざす</p>	<p>子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくむ</p>	<p>1 「確かな学力」の育成</p>	<p>「確かな学力」の育成に向け、全町立学校において、学校教育の様々な分野で取り組み体制が整えられている。</p>
		<p>2 「豊かな心」の育成</p>	<p>「豊かな心」の育成に向け、全町立学校において、学校教育の様々な分野で取り組み体制が整えられている。</p>
		<p>3 「健やかな体」の育成</p>	<p>「健やかな体」の育成に向け、学校や家庭・地域において、様々な取り組みが有機的に進められている。</p>
		<p>4 多様なニーズに応じた支援教育の推進</p>	<p>子どもたちの多様な教育的ニーズに応えるため、葉山町として支援教育の総合的な施策体系と体制づくりが進んでいる。</p>
		<p>5 学校の教育力の向上</p>	<p>葉山町の教育を担う学校（組織）の運営体制と、教職員を育成する環境が整えられている。</p>
		<p>6 地域連携の推進</p>	<p>各小中学校における子どもたちの学習や学校運営について、地域と連携する仕組みが整えられている。</p>
	<p>だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らせる環境を整える</p>	<p>7 活力ある学校環境の整備</p>	<p>学校施設について、将来にわたり維持し、更新する準備が整っている。</p>
		<p>8 生涯学習環境の再構築</p>	<p>行政内の様々な部門間の有機的な連携と、行政と住民・民間団体との効果的な協働により、生涯学習環境の再構築に向けた準備が整っている。</p>
		<p>9 青少年の健全育成、家庭教育の支援及び人権教育の推進</p>	<p>家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、連携することにより地域社会の課題の多様化・複雑化に対応できる体制が整っている。</p>
		<p>10 スポーツに関する施策の充実</p>	<p>スポーツ活動をする町民・団体が、自主的、積極的に活動し、相互の交流がより深まるなど、スポーツへの多様な関わりを通して、町民のスポーツ活動を推進する体制が整っている。</p>
		<p>11 芸術・文化活動に親しめる環境づくりと、文化財等の保護・活用</p>	<p>町民が豊かな芸術・文化を身近に感じ、積極的に文化創造や継承に取り組むことができる仕組みが整っている。</p>
		<p>12 図書館サービスの充実</p>	<p>資料の充実や利用環境の整備が進み、読書活動の推進体制が整っている。</p>

施策の方針	推進指標
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学びづくり事業の推進</li> <li>(2) 外国語教育、国際理解教育の充実</li> <li>(3) 情報教育の充実</li> </ul>	<p>町立小中学校義務教育9年間を見通した「学び」の工夫・方策に関する研究成果が各小中学校で共有され、それに基づく教育実践が開始されている。小学校中学年の外国語活動の導入及び高学年における英語の教科化（平成32年度から）において、カリキュラムや指導方法が確立されている。情報教育のための環境が整備され、情報リテラシーや情報モラル教育等の教育プログラムが構築されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道徳教育の推進</li> <li>(2) 学校における人権教育等の推進</li> <li>(3) 体験的な学習などの充実</li> <li>(4) いじめ・不登校対策の推進</li> <li>(5) 教育相談体制の整備・充実</li> </ul>	<p>道徳教育・人権教育の理念等が教職員等に共通理解され、適切な役割分担のもと「豊かな心」の育成が図られている。葉山町の特色を生かした体験学習等のカリキュラムが確立されている。いじめ・不登校をはじめとする児童生徒指導について、教育相談体制の具体的な充実策が示されている。教育支援センターの施設と機能について、将来的なあり方が示されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 体力づくりの推進</li> <li>(2) 健康教育、食育の推進</li> <li>(3) 学校給食の充実</li> </ul>	<p>健康体力推進委員の仕組みが機能し、各小中学校の取り組みが充実している。子どもの生活習慣の大切さがしっかりと理解され、学校教育や家庭・地域の連携による施策が開始されている。安全安心で、栄養バランスの良い給食が、給食センターから安定して供給されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) インクルーシブ教育の環境整備</li> <li>(2) 多様な教育的ニーズに応じた支援の充実</li> <li>(3) 教育と福祉の連携推進</li> <li>(4) 教育相談体制の整備・充実（再掲）</li> </ul>	<p>インクルーシブ教育の理念に基づく「多様な学びの場」のあり方やユニバーサルデザインを意識した教育環境について、各小中学校で理解が深まっている。幼稚園・保育園・小学校の連携において、取り組みの方向性や方法が明確になっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 校内の運営体制の強化</li> <li>(2) 教職員の研修等の充実</li> <li>(3) 教育研究所の機能強化</li> </ul>	<p>各小中学校の企画調整会議が定期的開催されている。教員のキャリアステージに応じた研修体制が確立されている。教育研究所の機能強化の方向性が明らかになっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭・地域の教育力を生かした学習の推進</li> <li>(2) 開かれた学校づくりと保護者・地域による学校支援の推進</li> <li>(3) 学校運営を含む学校教育活動に関する地域との連携</li> <li>(4) 学校防災に関する地域との連携</li> </ul>	<p>各小中学校において、地域の人々と連携した体験学習・郷土学習が持続的に進められている。学校運営を含む学校教育活動に関する地域との協議の場が、どの学校にも設けられている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校施設の適正規模・適正配置</li> <li>(2) 学校施設の計画的な更新</li> <li>(3) 学校施設の耐震化と、維持保全</li> </ul>	<p>学校施設について、適正規模・適正配置の検討と、計画的な更新の準備を進める体制が構築され、具体的な調査・研究が開始されている。学校施設の耐震化がすべて完了している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習活動支援策の総合的・体系的な整備</li> <li>(2) 生涯学習拠点の整備</li> <li>(3) 産官学連携による高度な生涯学習プログラムの充実</li> <li>(4) 生涯学習環境の再構築に向けた全庁展開</li> </ul>	<p>町民活動団体や大学・法人などとの連携・協働により、新たな生涯学習プログラムを実施する仕組みが整っている。生涯学習社会の実現と、協働によるまちづくりについて、庁内で一体的に検討する体制が構築されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年の体験・交流の支援</li> <li>(2) 青少年を取り巻く社会環境浄化</li> <li>(3) 家庭教育の支援</li> <li>(4) 人権教育の推進</li> </ul>	<p>子ども会やジュニアリーダーズクラブなどの活動団体に多くの青少年が参加している。家庭、地域、学校の効果的な連携・協働により、家庭教育支援や青少年の健全な環境づくりを推進する体制が整っている。人権を身近なものとして捉え、主体的な行動へと結びつけるための教育・啓発活動が進んでいる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ推進に関する計画の策定</li> <li>(2) スポーツ環境の充実と活動の促進</li> <li>(3) 東京2020オリピック・パラリンピック競技大会を契機とした競技スポーツ活動の振興</li> <li>(4) 姉妹都市「群馬県草津町」との交流によるスポーツの推進</li> </ul>	<p>スポーツ推進に関する計画を策定している。大人向けの体験講座の数が増えている。スポーツへの関心が高まり、スポーツ活動が活性化している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 芸術・文化活動に親しめる環境づくり</li> <li>(2) 文化財の保護と活用</li> <li>(3) しおさい博物館の活用と整備</li> </ul>	<p>芸術・文化を通じた世代間、地域間の交流が進んでいる。町民との協働による、文化財の保存と活用を図る取り組みが進んでいる。指定・登録文化財件数が増えている。国指定史跡長柄桜山古墳群の保存整備が計画通り進んでいる。しおさい博物館の利用者数が増えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 蔵書・資料の充実</li> <li>(2) 利用しやすい環境づくり</li> <li>(3) 読書活動の推進</li> <li>(4) 図書館運営のあり方</li> </ul>	<p>読書困難な方が利用できる視聴覚資料数が増えている。来館者が利用できるインターネット環境が整っている。「葉山町子ども読書活動推進計画」を改定している。図書館のあり方について、検討が進み、方向性が示されている。</p>

## 第4章 12の基本施策と、施策の方針等

### 基本目標 1

### 子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくむ

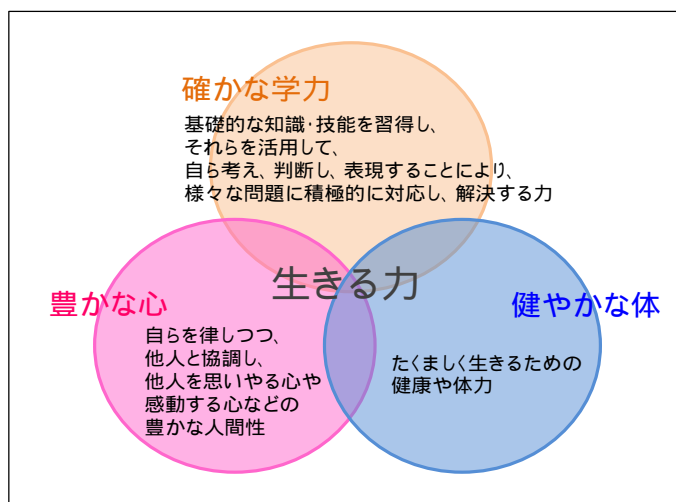
#### 〔基本認識〕

教育は未来を担う子どもたちを育てる営みであり、学校教育はその中核部分を担っています。戦後教育は高い成果を上げ、今日の豊かな社会の礎を築くのに大いに貢献しました。しかし、21世紀に入って十数年を経た現在、国際関係の著しい深化や長引く経済的な困難、社会関係・状況の大きな変化などに伴い、教育もまた変化と改革を迫られる状況になってきています。OECDのPISA調査<sup>(注1)</sup>等の結果からうかがわれるように、基礎的な知識・技能の高さに比して、読解力や記述式問題・活用問題にはっきりと課題があらわれています。知識・技能の効率的な習得に強みを誇ってきた日本の教育も、課題を解決するために「確かな学力」をはじめとする「生きる力」をはぐくみ、同時に、それを通して自立的に行動する能力、社会関係を形成する能力を導いていかねばなりません。

文部科学省では、現行学習指導要領の理念である「生きる力」について、次のとおり三つに整理しています(図4-1参照)。

図4-1 生きる力

このうち「確かな学力」については、「生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」としています(学習指導要領総則)。



(注1) PISA調査とは、OECD(経済協力開発機構)が行っている国際的な学力到達度調査のことで、平成12年から3年ごとに実施されています。

また、確かな学力のうち、特に思考力・判断力・表現力等の育成にあたっては、各教科等の指導において「児童・生徒の言語活動を充実すること」が必要であるとしていますが（同総則）、次期学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会の『論点整理』（H27.8.26）では、こうした資質・能力の育成と「子どもがどのように学ぶか」の関わりに着目しつつ、「言語活動の充実」と併せて、「アクティブ・ラーニング」<sup>（注2）</sup>の重要性が指摘されています。

こうした基本的課題以外にも、国際化の進展、経済や社会の著しい変化、さらには価値観の多様化などに基づく様々な「時代の要請」が、学校教育にも多くの課題を投げかけています。学力育成面での外国語教育・情報教育の推進、子どもの心身に係るところでは不登校・いじめ対策、体力・運動能力向上、さらに学校の基本的な在り方に係って特別支援教育の推進や地域連携の推進などが、そうした要請＝課題の代表的な例としてあげられます。多面的な取り組みを下支えする教育環境整備の充実と合わせて、これらの課題に真摯に向き合い、教育施策に反映していかねばなりません。

参考：国の第2期教育振興基本計画における英語力の成果指標

学習指導要領に基づき、中学校卒業段階で英検3級程度以上の生徒の割合を50%以上にする。

英検準1級、TOEFL iBT 80点、TOEIC 730点以上を達成した中学校の英語教員の割合を50%以上にする。

「第四次葉山町総合計画」が全基本施策の先頭に「学校教育の充実」を掲げているのも、教育が担うべき課題とそこに寄せられる期待の大きさを、いみじくも表現していると言えるのではないのでしょうか。

葉山町においても、これまで、各小中学校における適切な教育課程の編成をはじめ、効果的な指導内容の研究や授業改善などに取り組んできたところです。子どもたちの豊かな自己実現力をはぐくむため、自ら学ぶ意欲を持ち、自己を高めようとする子どもの育成、様々な人とコミュニケーションを図り、積極的に社会と関わろうとする子どもの育成が更に進むよう、人的・物的な教育環境を整えつつ、葉山町の教育の質的向上に努めていきます。

（注2）教員による一方向的な講義形式の教育と異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称（文部科学省）。ただし、平成29年2月14日に公表された「小中学校の学習指導要領改定案」では、この言葉に代わって「主体性・対話的で深い学び」という表現が使われています。

### 「確かな学力」の育成

葉山町では、「確かな学力」のうち、特に「思考力、判断力、表現力」の育成に係る取り組みが依然として最重要課題であるとの認識のもと、平成25・26年度は県の委託事業として実施し、さらに平成27年度からは町単独で開始した「葉山町学びづくり研究推進事業」を継続し、教員の指導力向上の取り組み強化と小中一貫教育（連携教育）の推進を図らなければなりません。併せて、新しい社会的課題に対応した外国語教育・情報教育等の充実も必要です。

### 「豊かな心」の育成

子どもを取り巻く様々な人権課題に対しては、一人ひとりを大切にした教科指導や学校運営を行い、すべての子どもが安心して生活し、学べる環境を整えることを基本に考えなければなりません。

また、いじめ防止対策推進法の基本理念に則り、いじめは決して許されないことであるという立場に立ち、「どの子にも、どの学校にも起こり得るもの」として、様々な施策を展開することが大切です。

さらに、教育相談については、学びのセーフティネットの構築における重要施策として、教職員の研修に関する施策とあわせて、内容と体系の深化が必要です。

### 「健やかな体」の育成

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のうち、特に「健やかな体」（たくましく生きるための健康や体力）は、食習慣や運動習慣など、生活習慣の影響をもっとも受ける部分であると考えます。そのため、学校教育においては、個々の施策を子どもたちの習慣につなげていくことが大切になります。

また、学校給食については、中学校給食の実施、小学校給食施設の更新という2つの懸案の解決を図りながら、学校給食法の目的に掲げられる「食育の推進」について、これまでの取り組みを拡充していく必要があります。

### 多様なニーズに応じた支援教育の推進

「多様なニーズに応じた支援教育の推進」では、障害のあるなしにかかわらず、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが大切です。

まず、「インクルーシブ教育」の理念に基づいて、障害のある子どもができるだけ他の子どもと同じ場で共に学ぶことを目指しつつ、特別な支援に係る具体的な取り組みの展開が必要です。

---

また、特別なニーズを狭く限定することなく、発達障害を含む多様なニーズに応えることが大切であると考え、保健・福祉・医療等、教育以外の分野との連携についても強化が必要です。

## 学校の教育力の向上

学校教育における普遍的・基本的な課題に取り組みつつ、「時代の要請」にも対応していくためには、物的な環境の整備と並んで学校における人的・組織的な環境の整備が不可欠です。「学校の教育力の向上」では、人的・組織的な環境整備に係る施策を、「校内の運営体制の強化」、「教職員の研修等の充実」、「教育研究所の機能強化」の3点について述べています。

神奈川県では、「かながわ教育ビジョン」の一部改定にあわせて、平成27年10月に「教職員人材確保・育成計画」を策定し、「意欲と指導力のある教職員の確保・育成」に取り組んでいます。

## 地域連携の推進

学校の教育力を向上させるためには、地域の数多くの人々の支援を得て実施されている、各小中学校の多様な体験学習・地域学習を引き続き充実させるとともに、開かれた学校づくりをさらに進めて地域住民の学校教育活動への参加を促進し、併せて地域に根差し地域に信頼される学校づくりに向けた学校運営に関わる地域連携を充実させることが必要となっています。

## 活力ある学校環境の整備

「活力ある学校環境の整備」では、耐震化を含む学校の物的環境の整備について扱います。小・中学校の校舎等の老朽化対策は懸案となって久しく、「壊れたら直す事後保全」を何とか続けてはいるものの、そうした対処にはおのずと限界があります。

学校という場は、子どもが集団の中で成長する大切なところであり、各地域の拠点でもあるため、運営のあり方を含めて“活性”という方向性が大きなテーマとなっています。非常に難しい問題ではありますが、適切に課題を設定し、施設の更新に向けて具体的な行動が必要な時期を迎えています。

基本施策 1 「確かな学力」の育成

〔施策目標〕

「確かな学力」の育成に向け、全町立学校において、学校教育の様々な分野で取り組み体制が整えられている。

〔推進指標〕(4年を見通した指標)

- 町立小中学校義務教育9年間を見通した「学び」の工夫・方策に関する研究成果が各小中学校で共有され、それに基づく教育実践が開始されている。
- 小学校中学年の外国語活動の導入及び高学年における英語の教科化(平成32年度から)において、カリキュラムや指導方法が確立されている。
- 情報教育のための環境が整備され、情報リテラシーや情報モラル教育等の教育プログラムが構築されている。

〔施策の方針〕

(1) 学びづくり事業の推進

- 「葉山町学びづくり研究推進事業」において、教員、指導主事、教育指導員で構成する協議会を設置し、小・中学校の校種間連携を含む町立小中学校6校合同体制で、「学びづくりハンドブック」の作成・拡充や育てたい子ども像についての研究に取り組みます。

葉山町における子ども達の心身の発達と「確かな学力」の向上の取り組みに関する研究  
葉山町立小中学校義務教育9年間で育てたい子ども像に関する研究  
葉山町立小中学校義務教育9年間を見通した「学び」の工夫・方策に関する研究  
主体的な「学び」の充実に向けた葉山町立小中学校と家庭・地域との連携・協力に関する研究

(「葉山町学びづくり研究推進事業 実施要領」より)



- 
- 学びづくり拠点校の指定などにより、上記の研究の基礎となる、各小中学校における学校全体としての授業研究体制の活性化を図ります。
  - 上記の研究を通して、小・中学校が、互いに情報交換や交流を行うことにより、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す「小中一貫教育（連携教育）」を推進します。
  - 研究の深化のため、先進的な取り組みに係る情報を収集し、現地視察を行います。
  - 葉山町の特性に応じた学校教育の充実を図るため、市町村費負担教職員制度を活用し、県費負担教職員に加えて、算数・数学・理科・英語等に係る町費教員の配置を継続・充実させます。

## （２）外国語教育、国際理解教育の充実

- 英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、引き続き、小・中学校へALT（外国語指導助手）を配置しチーム・ティーチングによる授業を行います。
- 小学校高学年における英語の教科化を核とする新学習指導要領の小・中学校英語教育の実施に向け、小・中学校の外国語（英語）教育の円滑な接続を図るため、小・中学校の教員等で構成する「外国語活動研究会」を活用し、カリキュラムや指導方法、ALTの効果的な活用などについて、小・中学校が連携・協力して研究を行います。
- 同じく、小学校英語教育から中学校英語教育への円滑な接続のため、新たに町費教員を配置します（一部再掲）。
- 外国の文化や生活への関心・理解を深め、異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育成するため、指導用教材の開発整備等を行います。

### (3) 情報教育の充実

- めまぐるしく変化する情報社会の中では、基礎的な情報処理技術の習得と並んで、情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任も含めた、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を育成することが大切です。そうした力を育成するためにも、各小中学校における情報モラル教育のより一層の充実を図るとともに、保護者を含めた情報モラル教育研修会を実施するなど、情報社会に柔軟に対応できる教育の充実を図ります。
- 国の「教育のIT化に向けた環境整備4か年(平成26~29年度)計画」を踏まえつつ、新たな学びの推進を図るため、教育用コンピュータの早期拡充整備(情報教室における児童用パソコン一人1台化)を目指します。また、超高速インターネットの接続や無線LANの全教室整備などを検討し、学校のICT(情報通信技術)環境の構築に取り組みます。
- 情報教育の充実と業務の効率化が進むよう、情報端末等の活用や校務支援ソフトの導入など、環境整備の充実を図ります。

## 〔施策目標〕

「豊かな心」の育成に向け、全町立学校において、学校教育の様々な分野で取り組み体制が整えられている。

## 〔推進指標〕(4年を見通した指標)

- 道徳教育・人権教育の理念等が教職員等に共通理解され、適切な役割分担のもと「豊かな心」の育成が図られている。
- 葉山町の特色を生かした体験学習等のカリキュラムが確立されている。
- いじめ・不登校をはじめとする児童生徒指導について、教育相談体制の具体的な充実策が示されている。
- 教育支援センターの施設と機能について、将来的なあり方が示されている。

## 〔施策の方針〕

## (1) 道徳教育の推進

- 道徳教育の重要性について教職員の共通理解を深めるとともに、道徳教育推進教師を中心に、道徳の授業の指導方法や、教材の効果的な活用方法等について研究します。
- 道徳教育を柱とした全教育活動を通じて、子ども的人格形成の基盤となる豊かな心や規範意識を育成します。
- 子どもが道徳の授業と実生活を関連づけて理解できるような活動を展開することにより、命の尊重、自他を大切にする気持ち、他者への共感能力などの育成を図ります。
- 学校において、子どもたちが道徳の授業で身につけた道徳性を自然に発揮できるような、子ども同士の関わりを大切に活動の充実を図ります。

## (2) 学校における人権教育等の推進

- 教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、常に自らの人権感覚を磨くことができるよう、人権に係る様々な研修の機会を設定します。
- 教育活動全体を通じて人権教育を推進するための校内体制を整備し、子どもの人権感覚や人権意識をはぐくむための効果的な全体計画や年間指導計画の策定を進めます。
- 性別にかかわらず一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できるよう、差別的な意識をなくす努力をするとともに、子どもの発達段階に応じた男女平等観・男女共同参画観の形成に向けた教育を進めます。

## (3) 体験的な学習などの充実

- 「総合的な学習の時間」や学校行事などを活用して、葉山の豊かで恵まれた自然や特色ある文化に触れ、その素晴らしさや大切さを学ぶとともに郷土愛を育む体験学習・地域学習を進めます。
- 働くことや学ぶことの意義について学習を深めることができるよう、子どもの発達段階に応じた勤労体験学習や職場体験学習を進めます。
- 子ども同士が互いのつながりを自覚し、他者との信頼関係を高めることができるような宿泊体験活動を引き続き実施します。
- 子どもたちの学習活動や読書活動における学校図書館利用を支援するため、蔵書の充実を図るとともに、引き続き、配架図書の整理や貸し出し業務の補助等を行う町費による「図書整理員」を各小中学校に配置します。

## (4) いじめ・不登校対策の推進

- 各小中学校が作成している「いじめ防止対策基本方針」(注3)に基づき、学期に1回以上アンケートを実施するほか、定期的に子どもから直接的に話を聞く機会を設けるなど、いじめに対する未然防止や早期発見に努めます。
- 全教職員にいじめに対する共通理解を図るため、校長会議や児童生徒指導担当者会議等を活用して、いじめの認知について周知徹底を行います。また、各小中学校において、いじめ防止に関する校内研修を実施したり、児童生徒がいじめ問題に主体的に取り組んだりすることができるよう、積極的に支援します。

- 
- 子どもが安心・安全な学校生活を送れるよう、各小中学校の指導体制の見直しと改善、更なる支援体制の構築を目指します。
  - 不登校等に係る未然防止・早期対応の一環として、病気欠席以外の理由で月に3日以上欠席した児童生徒について状況を把握し、学校と教育委員会が連携しながら対策を講じます。必要によっては教育支援センター<sup>(注4)</sup>や外部機関と連携するなど、個々のケースにより適切な対応を図ります。
  - 教育支援センターについては、既存の建物の老朽化が著しいため、何らかの手立てを講ずる必要があります。また、教育支援センターに適応指導教室以外のどのような機能を備えるべきかについては、先進事例を研究し、教育相談に係る様々な施策との関連を踏まえて検討します。

#### (5) 教育相談体制の整備・充実

- 児童生徒及び保護者からの教育に関する様々な相談に対応するために、スクールカウンセラーや心の教室相談員・教育研究所相談員の配置を拡充するとともに、学校教育課指導主事を含む各担当者間の連携を密にし、教育相談体制の充実を図ります。
- スクールソーシャルワーカーの活用をはじめ、教育相談に係る外部相談機関・医療機関・社会福祉機関等の社会資源との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

(注3) 大津市のいじめ自殺事案(平成24年9月)を受けて、議員立法により「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年9月施行されました。各学校は同推進法に定められた「いじめ防止基本方針」を受けて、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のために、学校が取り組むべき事項として、「いじめ防止対策基本方針」を策定しています。

(注4) 教育支援センターとは、上山口小学校旧校舎に設置されている教育施設で、適応指導教室と教育相談の二つの機能を併せもつものです。

**基本施策3 「健やかな体」の育成**

〔施策目標〕

「健やかな体」の育成に向け、学校や家庭・地域において、様々な取り組みが有機的に進められている。

〔推進指標〕(4年を見通した指標)

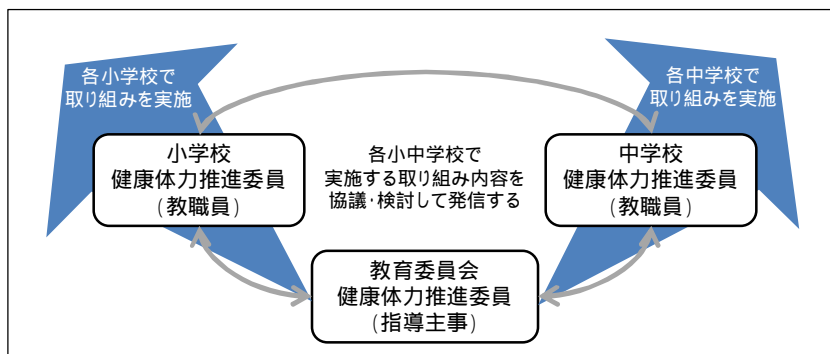
- 健康体力推進委員の仕組みが機能し、各小中学校の取り組みが充実している。
- 子どもの生活習慣の大切さがしっかりと理解され、学校教育や家庭・地域の連携による施策が開始されている。
- 安全安心で、栄養バランスの良い給食が、給食センターから安定して供給されている。

〔施策の方針〕

(1) 体力づくりの推進

- 全国体力・運動能力調査の結果の分析をもとに、健康体力推進委員を中心に小・中学校の連携を図り、子どもの体力づくりを進めます。

図4-2 体力づくりの推進体制



(参考:「神奈川県健康・体力づくり推進担当者会議(平成28年度)」資料)

- 運動に消極的な子どもが体を動かすことの楽しさを見出し、生活の中に運動を取り入れるきっかけをつくれるような、工夫した取り組みを進めます。

- 
- すべての子どもが、運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、校内研究等の機会を通して教員の指導力の向上を図ります。
  - 参加したすべての生徒が充実感を得られるよう、部活動の活性化と充実を図ります。

## ( 2 ) 健康教育、食育の推進

- 病気やけがの予防に関する教育、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する教育等について、関係機関などと連携して取り組み、健康な体づくりを進めます。
- 子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、家庭科や保健体育科等の授業として食育に取り組みます。
- 「葉山町健康増進計画・食育推進計画」を踏まえ、学校と家庭・地域が連携し、子どもの規則正しい食習慣や生活リズムを踏まえた生活習慣の確立を目指します。また、あわせて、日常的な体操や遊びを通した運動習慣づくりに取り組みます。

## ( 3 ) 学校給食の充実

- 文部科学省において策定された「学校給食調理従事者研修マニュアル（平成 24 年 3 月）」に基づく研修を徹底します。
- 平成 28 年 9 月に策定した「葉山町学校給食基本構想」に基づき、遅くとも平成 32 年度までに学校給食センターを建設し、小学校、中学校ともに完全給食を供給します。
- 文部科学省において策定された「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月）」に即したアレルギー対応を図るため、葉山町食物アレルギー対応指針を策定し、指針の活用による安全・安心な食物アレルギー対応の徹底・充実を図ります。
- 小学校、中学校における完全給食の供給に向け、学校給食費の公会計化を進めている事例を研究し、現在の学校給食費の集金や管理の方法を見直すべきか検討します。
- 栄養教諭を中心とした各小中学校のネットワークを構築し、食べ残しがなくなるようなおいしい給食、地産地消、行事食、食事のマナー等、学校給食を活用した食育に取り組みます。

## 基本施策4 多様なニーズに応じた支援教育の推進

### 〔施策目標〕

子どもたちの多様な教育的ニーズに応えるため、葉山町として支援教育の総合的な施策体系と体制づくりが進んでいる。

### 〔推進指標〕(4年を見通した指標)

- インクルーシブ教育の理念に基づく「多様な学びの場」のあり方やユニバーサルデザインを意識した教育環境について、各小中学校で理解が深まっている。
- 幼稚園・保育園・小学校の連携において、取り組みの方向性や方法が明確になっている。

### 〔施策の方針〕

#### (1) インクルーシブ教育の環境整備

- 小・中学校における通常学級、特別支援学級、ことば・きこえの教室といった「多様な学びの場」の役割や連続性等を改めて整理し、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対し、合理的配慮<sup>(注5)</sup>に基づく最適な指導ができる教育環境を総合的に整備します。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で共に学ぶことを追求する必要があります。そのため、児童生徒の共同学習や児童生徒同士・教職員間の交流を積極的に実施し、特別支援教育・特別支援学級への理解を深めます。また、特別支援学級の学校間交流や共同学習について、その活動を教育課程に位置づけ、計画的・組織的な推進を図ります。
- 特別支援教育においては、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。その重要な手立てとして、引き続き特別支援教育支援員(介助員)を配置します。
- インクルーシブ教育に関する基本的な知識・技能の向上を図るため、教職員の研修を充実します。併せて、進学・就職など卒業後の進路への見通しをもった指導となるよう、教職員の共通認識を図ります。

(注5) 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの(文部科学省)。



## ( 2 ) 多様な教育的ニーズに応じた支援の充実

- 様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりの多様な教育的ニーズを踏まえ、個々に対する支援の取り組みの充実を図るとともに、ユニバーサルデザイン<sup>(注6)</sup>を意識した授業や教室環境等のより一層の充実を図ります。
- 日本語指導の必要な子どもについて、そのニーズに合わせた学習支援を進められるよう、補助指導員の配置を拡充します。
- 児童生徒のニーズに基づく学校からの要請に応じて、教員経験者(退職した教員)などが教科学習指導や児童生徒指導を支援する「学校サポーター制度」を拡充します。

## ( 3 ) 教育と福祉の連携推進

- 「葉山町発達支援システム<sup>(注7)</sup>」などを活用しつつ、葉山町、葉山町教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図ります。
- 小1プロブレム<sup>(注8)</sup>への対応として、「生活科」を活用した幼稚園、保育園、小学校の子ども同士の交流や授業体験などを推進します。また、教員・保育士等による連絡協議会や授業見学を実施し、情報の共有や連携を図ります。

## ( 4 ) 教育相談体制の整備・充実(再掲)

- 児童生徒及び保護者からの教育に関する様々な相談に対応するために、スクールカウンセラーや心の教室相談員・教育研究所相談員の配置を拡充するとともに、学校教育課指導主事を含む各担当者間の連携を密にし、教育相談体制の充実を図ります。
- スクールソーシャルワーカーの活用をはじめ、教育相談に係る外部相談機関・医療機関・社会福祉機関等の社会資源との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

(注6) 学力の優劣や発達障害の有無にかかわらず、誰にとってもわかりやすく、学びやすいように、授業方法や教育環境を整えること。

(注7) 「葉山町発達支援システム」とは、特別な支援を必要とする児者の早期発見、発達支援を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の各部門が連携して取り組む相談・支援体制のこと(第四次葉山町総合計画)。

(注8) 小学校に入学したばかりの一年生が、小学校のやり方になじまず、集団行動ができない、授業中歩き回る、教員の話を受けないなどの状態を長期間継続すること。

基本施策5 学校の教育力の向上

〔施策目標〕

葉山町の教育を担う学校（組織）の運営体制と、教職員を育成する環境が整えられている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 各小中学校の企画調整会議が定期的に行われている。
- 教員のキャリアステージに応じた研修体制が確立されている。
- 教育研究所の機能強化の方向性が明らかになっている。

〔施策の方針〕

（1）校内の運営体制の強化

- 校長・教頭のリーダーシップのもと、教職員や専門スタッフが有機的に連携し、様々な事態に組織的な対応ができるよう、葉山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第26条の2に定める「企画調整会議」を積極的に活用します。

（企画調整会議）

第26条の2 学校に、企画調整のための会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、校長が招集し、主宰する。
- 3 会議においては、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。
- 4 会議は、校長、教頭、第16条の2第3項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。
- 5 前4項に規定するもののほか、名称等、会議に必要な事項は、校長が定める。

（「葉山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」より）

- 事故不祥事防止会議をはじめ様々な機会を捉えて、事故不祥事防止に関わる教職員への注意喚起・意識啓発を行うとともに、校内におけるチェック体制を整備します。一方、校長・教頭を中心に教職員のメンタルヘルス相談の場を設置し、教職員の「心のケア」に努めます。
- 学校運営事務のうち、財務事務、人事事務、各種設備の使用方法など、マニュアル対応に適した業務を抽出し、業務マニュアルを作成（充実）します。

## ( 2 ) 教員の研修等の充実

- 神奈川県立総合教育センターと連携し、教員のライフステージに即し、キャリアに応じた基本研修や、マネジメント能力向上のための研修、授業力向上のための研修等を表4-1のとおり実施し、高い指導力と意欲とモラルを持つ教育人材の育成を図ります。

表 4-1 優れた教育人材の育成

1 教職経験に応じた基本研修の実施	(1) ファーストキャリアステージ研修	(2) キャリアアップステージ研修
2 教職としての専門性を高める研修の実施	(1) 授業力向上のための研修 (3) 教育課題解決のための研修 (5) 特別支援教育推進のための研修 (7) 指導改善研修 (9) 臨時的任用職員のための研修	(2) 信頼確立のための研修 (4) 児童・生徒支援のための研修 (6) 長期研修 (8) 県民とともに考える研修
3 マネジメント能力向上のための研修及び支援の実施	(1) 学校経営研修(校長・副校長・教頭等) (3) 学校経営支援	(2) 学校運営研修(総括教諭等)
4 神奈川県の教育の将来を担う人材の育成	(1) かながわティーチャーズカレッジ (3) フルタイムティーチャーズキャンプ	(2) 高校生のための教職ミニ (4) 若手教員サポート

( 神奈川県立総合教育センターHP (H29) より )

- 特に、初任者をはじめとする若手教員については、研究発表授業に際して指導主事や研究所指導員を派遣するなど授業指導力育成を強化します。

## ( 3 ) 教育研究所の機能強化

- 教育研究所の「調査・研究機能」、「教育関係の職員の研修機能」、「教育相談機能」について、他の主体が実施する類似の施策との関係性を整理し、指導主事の適正配置を含む推進体制とともに再構築することによって、教育研究所の機能の明確化、強化を図ります。
- 「教育関係の職員の研修機能」については、各小中学校の学びづくり事業と連携した取り組みとなるよう整備を図ります。
- 「葉山町学びづくり研究推進事業」をはじめ、各小中学校及び教育研究所の研究成果を「教育研究所研究収録」に掲載し、普及と共有を図ります。

## 基本施策6 地域連携の推進

### 〔施策目標〕

各小中学校における子どもたちの学習や学校運営について、地域と連携する仕組みが整えられている。

### 〔推進指標〕(4年を見通した指標)

- 各小中学校において、地域の人々と連携した体験学習・郷土学習が継続的に進められている。
- 学校運営を含む学校教育活動に関する地域との協議の場が、どの学校にも設けられている。

### 〔施策の方針〕

#### (1) 家庭・地域の教育力を生かした学習の推進

- 地域の人々の教育力を生かしながら、「総合的な学習の時間」や学校行事などを活用して、葉山の豊かで恵まれた自然や特色ある文化に触れ、その素晴らしさや大切さを学ぶとともに郷土愛を育む体験学習・地域学習を進めます(一部再掲・P41参照)。
- 葉山町学びづくり研究推進事業の一環として、「主体的な「学び」の充実に向けた葉山町立小・中学校と家庭・地域との連携・協力に関する研究(再掲・P37参照)」を進めます。

#### (2) 開かれた学校づくりと保護者・地域による学校支援の推進

- 各小中学校のホームページの内容充実を図るとともに、タイムリーかつ継続的な更新により、保護者・地域に対する情報発信力を向上させます。
- PTAによるクリーンキャンペーンや読み聞かせ会、民生委員・青少年指導員による見守り活動・あいさつ運動など、保護者・地域による学校支援の取り組みを、学校支援ボランティアなどの新たな人材発掘とその組織化、ネットワークづくりにより、一層充実させます。

---

### ( 3 ) 学校運営を含む学校教育活動に関する地域との連携

- 学校運営を改善し、地域から信頼される学校づくりを進めるため、保護者アンケートの実施などの工夫により、さらに学校評価制度や学校評議員制度の活性化を図ります。
- 地域の人々を交えた教育懇話会などの活動を各小中学校に広げるとともに、学校運営を含む学校教育活動全般について話し合うことができるよう取り組みの一層の充実を図ります。また、「コミュニティ・スクール」(注9)などのより発展した連携の取り組みについては、先進地の実践例等を参考に、葉山町にふさわしいあり方を研究します。

### ( 4 ) 学校防災に関する地域との連携

- 災害時に、児童生徒が自らの安全を確保するための行動を、迅速に取れるようにするために、学校での防災教育を進めます。
- 災害時の避難所運営に備えて、現在一色小学校で行われている、町内会、赤十字等を中心とした地域の方々との連携による避難所運営委員会等の活動を、各小中学校に広げます。

(注9)学校運営協議会制度のこと。保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設置された学校では、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動についての意見を述べるといった取り組みが行われます(参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5)

基本施策7 活力ある学校環境の整備

〔施策目標〕

学校施設について、将来にわたり維持し、更新する準備が整っている。

〔推進指標〕(4年を見通した指標)

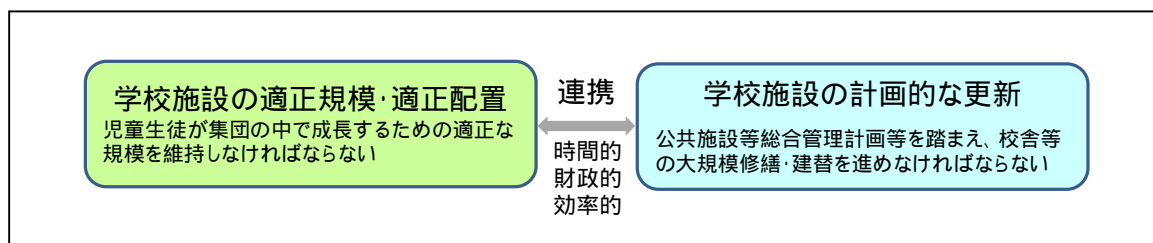
- 学校施設について、適正規模・適正配置の検討と、計画的な更新の準備を進める体制が構築され、具体的な調査・研究が開始されている。
- 学校施設の耐震化がすべて完了している。

〔施策の方針〕

(1) 学校施設の適正規模・適正配置

- 年齢3区分別人口推計(P9参照)、児童生徒の推計(P10~11参照)を踏まえつつ、国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、次項「(2) 学校施設の計画的な更新」との時間的・財政的・効率的な調整も図りながら、葉山町として小・中学校の適正規模・適正配置の検討を進めます。

図4-3 今後の学校施設の整備



- 児童生徒の安全と、現行の学校配置を前提とした学校規模の適正化に向け、当面、以下の地区について就学状況等を継続的に調査し、学区の見直しの必要性について検証します。

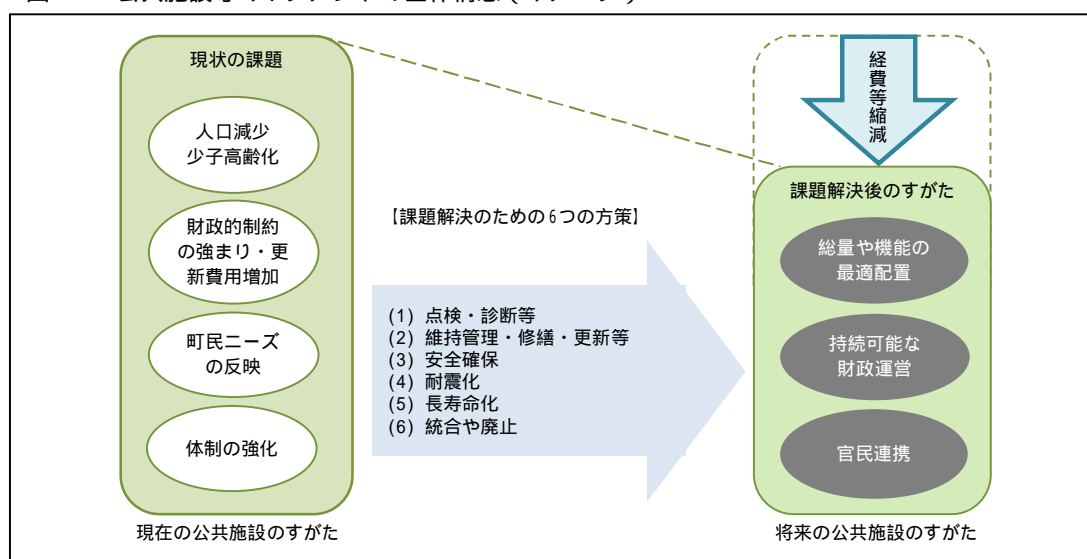
- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 御用邸・三ヶ岡地区、下山口地区 | 葉山小学校区から一色小学校区へ |
| (2) パーク・ド・葉山四季周辺地区  | 葉山小学校区から一色小学校区へ |
| (3) 上山口・木古庭地区       | 葉山中学校区から南郷中学校区へ |

- 神奈川県との連携により、一人ひとりの児童にきめ細かな指導が必要な小学校2年生までは35人学級を維持します。また、小学校3年生から中学校3年生についても、学級の状況に応じて、できる限り35人学級の実現に努めます。

## (2) 学校施設の計画的な更新

- 葉山町が平成26年3月に編集・発行した「公共施設白書」、平成29年3月に策定した「公共施設等総合管理計画(図4-4参照)」と、文部科学省において策定(平成27年4月)した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を踏まえ、関係各課とともに策定する「公共施設等総合管理計画実施計画」の中で、学校施設の計画的な更新を検討します。

図4-4 公共施設等マネジメントの全体構想(イメージ)



(「葉山町公共施設等総合管理計画」より)

## (3) 学校施設の耐震化と、維持保全

- 文部科学省で進める耐震整備の対象施設のうち、未整備となっている体育館について、天井の撤去や照明器具の落下防止等を実施し、対象施設の耐震化を完了させます。
- 学校施設を適正に維持管理するため、必要に応じて学校庁務作業員の合同作業を実施することにより、作業範囲の拡充と、技能の習得を促進します。

## 紹介

各小中学校では、それぞれ教育計画を策定し、学校要覧やホームページで公表しています。

### 各小学校の教育目標

葉山小学校



「自分で考え 行動する子」  
「仲良くする子」

目指す子ども像

考える子……よく聞き、よく考え、創造性豊かな子

行動する子……自主的・意欲的に行動し、責任感の強い子

仲良くする子……思いやりの心を持ち、助け合い・励ましあえる子  
お互いを認め合う子

上山口小学校



知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな  
児童を育てる

かしこく・なかよく・たくましく

児童の具体像

- ・よく考え、進んで行動する子ども
- ・思いやりのある子ども
- ・健康で最後までやりぬく子ども

長柄小学校



自分も人も大切にしている子ども

おもいやり  
チャレンジ  
しなやかな心

一色小学校



平成10年以降平成28年度まで一色小学校は以下の4つの柱を学校教育目標に据えて教育活動を推進してきました。

仲間と共に生きる子  
思いやりのある子  
自ら考え学習する子  
みんなと協力して仕事をする子

しかし、平成28年度に1年間の真剣な協議の末、新しい学校教育目標として、平成29年度から

「仲間とともに やさしく かしこく たくましく」と変更しました。覚えやすい学校教育目標をよろしく願います。



ここでは、各小中学校の教育計画のうち、教育目標（平成 29 年度）を紹介します。

## 各中学校の教育目標

葉山中学校



『知・徳・体の調和がとれた人間性豊かな生徒の育成』

校訓『かしこく・やさしく・たくましく』

かしこく...創意と工夫を働かせ、問題・課題解決に活かせる知性

やさしく...自然や社会に目を向け、物事に感動し、感謝と思いやりの心をもって人や物に接する温かい心

たくましく...最後までやりぬき、結果に責任をもつ、くじけぬ強い意志と身体

目指す学校像

- 活力に満ちた魅力ある学校
- 安全で安心して学べる温かな学校
- 地域に根ざし、信頼される学校

目指す生徒像

- 自ら学び、互いに高め合う生徒
- 思いやりを持ち、互いを認め合う生徒
- 礼儀正しく、心身ともに健全な生徒
- 情報・状況を的確に判断し、自分の考えを発信できる生徒

目指す教師像

- 生徒に寄り添い、生徒の良さや意欲を引き出す教師
- 教育に対する情熱と使命感を持ち、常に研鑽に励む教師
- 豊かな人間性と教育愛に満ち、活力ある教師

南郷中学校



「自立」と「共生」

義務教育最後の3カ年である中学校教育をとおし、卒業後をしっかりと見据え、将来に向かって前進できるよう、より確かな「生きる力」を身に付けられるようにする。そのために、中学校での教育活動をとおして次のような生徒を育成する。

自立心を育む

- 自ら考え行動できる生徒
- 自分を律することのできる生徒

共生力を高める

- 学校という集団社会で、様々なタイプの級友の中に自分の居場所を獲得できる生徒
- お互いに個人を認め合いながら集団として行動したときの達成感を通して、人との関わりの中に喜びを見いだせる生徒

## 基本目標 2

# だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らせる環境を整える

### 〔基本認識〕

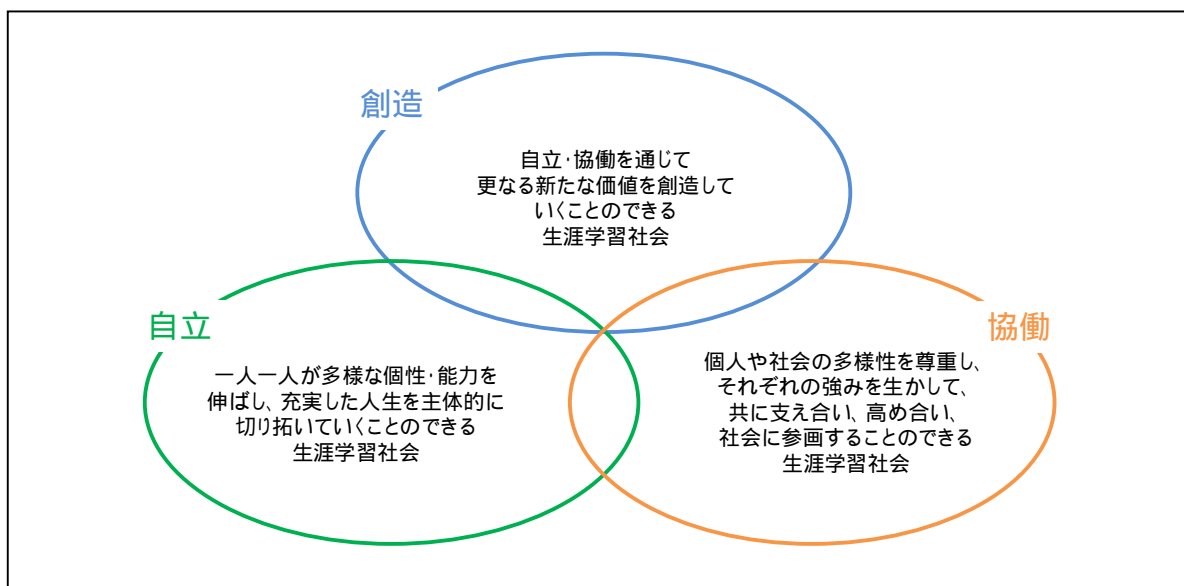
一般に、「生涯学習」とは、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

また、教育基本法第3条では、「生涯学習の理念」を「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定しています。

葉山町教育委員会においては、教育基本法の規定を踏まえ、これまで、様々な取り組みを進めてきましたが、学習成果を適切に生かす場や仕組み等については、町長部局との連携が十分に図られていない部分もありました。

一方、国の第2期教育振興基本計画では、知識を基盤とした“自立”、“協働”、“創造”の3つをキーワードとする生涯学習社会を実現することで（図4-5参照）、個人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善、社会全体の生産性の向上、一人一人の絆の確保が図られ、少子化・高齢化やグローバル化など、我が国が直面する危機の回避につながるとしています。

図4-5 自立・協働・創造モデル



（「文部科学白書2013」より）

また、「自立・協働・創造モデル」の考え方は、社会（公共）の「担い手」の増加等を図ることによって、社会（地域）の問題を克服しようとする点で、第四次葉山町総合計画に掲げる基本理念4「“みんなでつくる”葉山」の基本目標10「町民と行政の中にお互いを支えあう関係や情報の連携ができていくまち」の考え方とも一致しています（図4-6参照）。

図4-6 協働のまちづくり

## 2 協働まちづくり編

**基本理念4**

4
“
みんなでつくる”
”
葉山

**基本目標 10** 町民と行政の中にお互いを支えあう関係や情報の連携ができていくまち  
(行政運営)

19 (施策分野の将来像) コミュニティ・協働

豊かな地域社会が形成されていて、町民自ら主体的に地域課題の解決に取り組んでいる

町内会（自治会）活動の充実などによる地域コミュニティの活発化を通じて、地域のつながりや支えあいの意識を高めるとともに、多様な主体が連携・協力しながら、行政事業への協力や地域課題の解決に向けて主体的に取り組むまちづくりを進めます。また、広報広聴活動による町民との情報連携を充実します。



【第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ】活動風景

（「第四次葉山町総合計画」より）

“生涯学習”と“まちづくり”では、取り組みの目的が異なるものと認識していますが、町民への機会の提供や活動の支援等において設定される目標は共有できますし、施策の副次的効果がそれぞれの分野に及ぶという関係からすれば、町長部局と教育委員会という組織の垣根を越えて、有機的な連携、さらには、施策の一元化に向けた検討が進められることが有効であると考えます。

### 生涯学習環境の再構築

葉山町における生涯学習施策は、現在、教育委員会が社会教育の立場から担っており、町民のニーズに応じた生涯学習プログラムを実施するなどの取り組みが求められています。

しかしながら、生涯学習・町民活動に関する窓口の一元化や、多様なニーズに応える体系的な生涯学習施策の実現には、社会教育の立場からアプローチする現在の施策では自ずと限界があり、町長部局と施策の方向性を共有しながら、推進体制の再構築を図る必要があります。

### 青少年の健全育成、家庭教育の支援及び人権教育の推進

核家族化や地域社会での人間関係の希薄化により、家庭や地域において豊かな人間性を育むために必要な自然体験や社会体験をする機会が減少しています。青少年に対する各種体験活動の場を提供し支援を続ける必要があります。また、青少年の健全育成を阻害する恐れのある様々な情報が氾濫しており、協働して社会環境の健全化を推進する必要があります。

また、これまで地域の人材の活用などにより家庭教育支援に取り組んできたところではありますが、家庭環境や地域環境が変化する中、子育ての不安や子どもの育ちの課題など、家庭教育が困難な社会となっています。家庭と地域社会のつながりや、教育分野と保健福祉分野の連携・協力により、親子の育ちを一層支援していくことが必要となっています。

### スポーツに関する施策の充実

これまでのスポーツは、「学校スポーツ」、「生涯スポーツ」、「競技スポーツ」を基本として進められてきましたが、今日ではその範囲にとどまらず、町内においても地域振興、健康増進などの幅広い活用が求められており、より計画性をもって対応していくことが必要となります。スポーツ環境においては、町内の限られた体育施設を有効活用すべく工夫を行っているものの、更なる充実を求める声は根強くあります。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、県内でセーリング競技が開催されることも決まり、スポーツに対する関心は日ごとに高まっています。この機運の高まりを受けた取り組みが必要であると考えます。

---

## 芸術・文化活動に親しめる環境づくりと、文化財等の保護・活用

芸術・文化活動は町民が自主的に行う活動ですが、新たな地域文化創造のきっかけとなり、世代間や地域間の交流の活性化が期待できるものであり、一層の環境づくりに努めていく必要があります。

町内の指定・登録文化財は、文化財所有者管理の原則のもと、適切な保護に努めていく必要がありますが、所有者や行政だけでなく、社会全体で文化財をまもり、継承していく取り組みが課題となっています。さらに、学校、町民活動団体、町関連部局と連携し、特色あるまちづくりにおいて地域の歴史や文化遺産の活用を図っていく必要があります。

また、しおさい博物館では、昭和天皇が採集された相模湾生物の御下賜標本の展示など特色を生かしながら、葉山の海を中心とした自然環境についてわかりやすく紹介するとともに、学習を深める機会の充実を図っていく必要があります。

## 図書館サービスの充実

葉山町立図書館は、町民の知的欲求に応える社会教育施設として親しまれてきました。蔵書収集や運営に対する予算が限られる中で、利用者のニーズに応じて図書館資料の充実を図るとともに、地域の実情に応じた情報サービスを提供することが求められています。また、地域における読書活動を推進するうえで、重要な役割を果たすことが期待されています。なお、今後、建築物や設備の老朽化等による維持管理の費用や更新費用の負担が増えると予想され、計画的な保全が必要です。

**基本施策 8 生涯学習環境の再構築**

〔施策目標〕

行政内の様々な部門間の有機的な連携と、行政と住民・民間団体との効果的な協働により、生涯学習環境の再構築に向けた準備が整っている。

〔推進指標〕(4年を見通した指標)

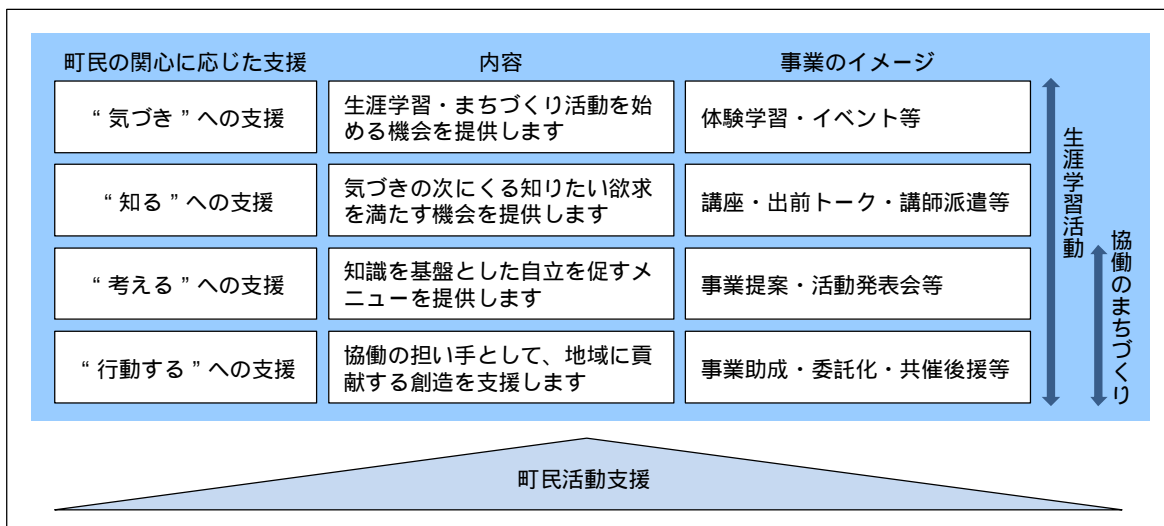
- 町民活動団体や大学・法人などとの連携・協働により、新たな生涯学習プログラムを実施する仕組みが整っている。
- 生涯学習社会の実現と、協働によるまちづくりについて、庁内で一体的に検討する体制が構築されている。

〔施策の方針〕

(1) 生涯学習活動支援策の総合的・体系的な整備

- 第四次葉山町総合計画基本計画の基本施策 33「協働によるまちづくりの推進」を踏まえ、葉山町とともに、町民の関心に応じた支援策(図4-7参照)の総合的・体系的な整備に向け、既存事業の見直し、新規事業の企画立案等を検討します。

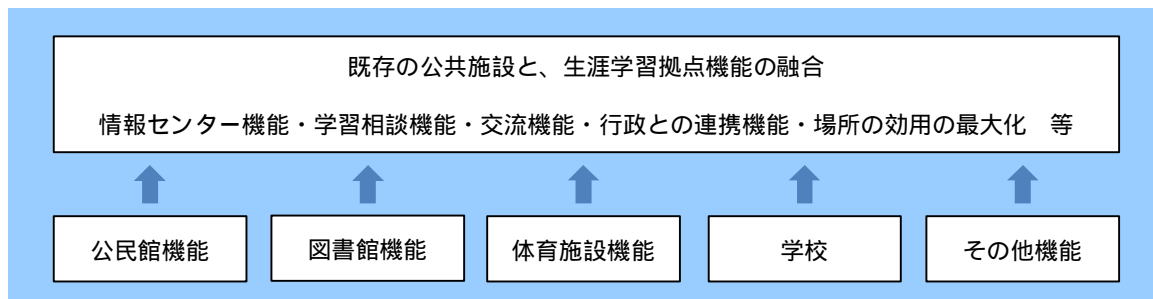
図4-7 町民の関心に応じた支援策



## ( 2 ) 生涯学習拠点の整備

- 各種公共施設の設置者と協力し、公共施設の老朽化対策（P52 参照）も踏まえながら、生涯学習拠点のあり方について研究します。

図 4-8 公共施設の複合化と、生涯学習拠点（イメージ）



## ( 3 ) 産官学連携による高度な生涯学習プログラムの充実

- 葉山町が協定を締結した関東学院大学との連携により、現在実施している「葉山町民大学」を発展させ、防災、教育、環境等に関わる様々な町民活動を実践するうえで求められる専門的な講座等の事業を実施します。
- 学生への情報発信を充実させ、地域連携や地域貢献など、まちづくりへの学生の参画についての仕組みづくりを葉山町と連携して検討します。
- 住民の生涯学習活動の成果が、民間企業等の活動と連携することによって、社会（地域）問題の克服へとつながるような仕組みや事業について研究、企画します。

## ( 4 ) 生涯学習環境の再構築に向けた全庁展開

- ( 1 ) ~ ( 3 ) の〔施策の方針〕を着実に前進させるため、本プランの内容が葉山町の各種計画や体制等に反映されるよう、庁内会議をはじめ様々な場面で継続的に働きかけます。



基本施策9 青少年の健全育成、家庭教育の支援及び人権教育の推進

〔施策目標〕

家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、連携することにより地域社会の課題の多様化・複雑化に対応できる体制が整っている。

〔推進指標〕(4年を見通した指標)

- 子ども会やジュニアリーダーズクラブなどの活動団体に多くの青少年が参加している。
- 家庭、地域、学校の効果的な連携・協働により、家庭教育支援や青少年の健全な環境づくりを推進する体制が整っている。
- 人権を身近なものとして捉え、主体的な行動へと結びつけるための教育・啓発活動が進んでいる。

〔施策の方針〕

(1) 青少年の体験・交流の支援

- 学校以外の場においても、青少年の豊かな心や社会参加への意識を育むため、自然や人とのふれあい、文化・スポーツ活動など、様々な体験や交流の機会を提供します。
- 子ども会を中心に地域活動を行う「ジュニアリーダー」を養成し、さらに、その社会参加を支援することで、異年齢の交流活動の充実を図ります。

(2) 青少年を取り巻く社会環境浄化

- 神奈川県青少年保護育成条例に基づき、有害図書対策など、青少年を取り巻く地域社会環境の整備を図ります。
- 社会全体で青少年を取り巻く環境を整備するため、青少年問題協議会を通じて関係団体や関係機関との情報共有を図るなど、連携を強化します。



---

### ( 3 ) 家庭教育の支援

- 各小中学校の保護者と教職員で組織された社会教育団体である P T A の活動を支援するため、役員を対象に研修会を実施します。
- 子育てについての知識習得や同世代の子を持つ親同士の交流を図るため、家庭教育支援講座を実施します。
- P T A が主催する家庭教育に関する学習や交流などの活動を支援します。

### ( 4 ) 人権教育の推進

- 人権に関する講演会、映画会や中学生の人権作文展示などの多様な方法を通じて、人権意識の効果的な啓発活動を推進します。
- 町長部局や県、近隣市、関係機関などと連携を図りながら、人権に関する多様な学習機会の場の確保に努めます。

基本施策 10 スポーツに関する施策の充実

〔施策目標〕

スポーツ活動をする町民・団体が、自主的、積極的に活動し、相互の交流がより深まるなど、スポーツへの多様な関わりを通して、町民のスポーツ活動を推進する体制が整っている。

〔推進指標〕(4年を見通した指標)

- スポーツ推進に関する計画を策定している。
- 大人向けの体験講座の数が増えている。
- スポーツへの関心が高まり、スポーツ活動が活性化している。

〔施策の方針〕

(1) スポーツ推進に関する計画の策定

- 「学校スポーツ」、「生涯スポーツ」、「競技スポーツ」に加えて、地域振興、健康増進などの多様化が進む現状に対して、葉山町のスポーツに関する基本的な施策を総合的かつ計画的に進めるため、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、地域におけるスポーツ活動の支援体制や施設的な課題等を明らかにし、葉山町の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定します。

(地方スポーツ推進計画)

第10条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)」より)

---

## ( 2 ) スポーツ環境の充実と活動の促進

- スポーツ活動を始めきっかけづくりとして、関係団体と連携を図りながら、子どもから高齢者まで、様々な世代に向けた各種スポーツ事業の充実を図ります。
- 葉山町体育協会は、町内のスポーツ界を代表する団体として、競技力向上と町民への生涯スポーツの普及活動をしており、町民に対するスポーツ機会の提供者として大きな役割を担っていることから、協会の自主的な事業運営を支援します。
- 町内で活動するスポーツ団体の活性化を図るとともに、新たな団体の育成を支援します。
- 町民の身近なスポーツ活動を一層推進するため、南郷上ノ山公園、学校体育施設等の既存施設の利便性の向上に努めます。
- スポーツ推進委員を中心とした指導者の充実を図ります。
- 町民がスポーツ活動を継続的に行えるよう、相談体制、情報収集・提供の充実を図ります。

## ( 3 ) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした競技スポーツ活動の振興

- 東京 2020 オリンピック競技大会・セーリング競技の江の島開催を契機に、スポーツの普及啓発イベントを実施し、町民のスポーツ活動の振興を図ります。
- 様々な競技スポーツ活動の情報提供やスポーツ大会開催の支援を通じて、競技スポーツ選手の育成を図ります。

## ( 4 ) 姉妹都市「群馬県草津町」との交流によるスポーツの推進

- 姉妹都市である群馬県草津町とのそれぞれの地域性を生かしたスポーツの交流を深めることにより、町民スポーツ活動の更なる活性化を図ります。
- 両町で活動しているスポーツ団体相互の交流を支援します。

基本施策 11 芸術・文化活動に親しめる環境づくりと、文化財等の保護・活用

〔施策目標〕

町民が豊かな芸術・文化を身近に感じ、積極的に文化創造や継承に取り組むことができる仕組みが整っている。

〔推進指標〕(4年を見通した指標)

- 芸術・文化を通じた世代間、地域間の交流が進んでいる。
- 町民との協働による、文化財の保存と活用に向けた取り組みが進んでいる。
- 指定・登録文化財件数が増えている。
- 国指定史跡長柄桜山古墳群の保存整備が計画通り進んでいる。
- しおさい博物館の利用者数が増えている。

〔施策の方針〕

(1) 芸術・文化活動に親しめる環境づくり

- 葉山町文化祭や葉山芸術祭など、町民が自主的に企画・運営する芸術・文化活動を支援し、世代間や地域間の交流が活性化していく仕組みづくりを進めます。
- 葉山町教育委員会が所蔵する葉山にゆかりのある作者による美術品の展示等を通じて、芸術作品に身近に触れる機会を提供します。
- 神奈川県立近代美術館葉山館、山口蓬春記念館等と一層の連携を図りながら、優れた芸術・文化に親しむ機会を提供します。

---

## ( 2 ) 文化財の保護と活用

- 町内の貴重な文化財を調査し、新たな指定・登録を推進するとともに、指定文化財を将来にわたって保護するため、所有者・管理者に対し、文化財の適切な管理を奨励します。
- 開発事業との円滑な調整を図りながら、埋蔵文化財の適切な調査、保護に努めます。
- 国指定史跡長柄桜山古墳群は整備基本計画に基づいた保存整備を推進します。
- 史跡や文化財の学校利用を促進し、地域の歴史や文化財に触れる機会を増やします。
- 地域住民や団体等と協働で文化財の維持管理や活用に取り組みます。

## ( 3 ) しおさい博物館の活用と整備

- 博物館を気軽に利用し、学習できるように、収蔵資料や展示資料に関する出版物や教材の提供、及びホームページによる情報の充実に努めます。
- 展示資料・収蔵資料の調査研究と保存に努め、常設展示の定期的な更新や企画展示の充実に図ります。
- 観察会やサイエンスカフェ<sup>(注10)</sup>を実施し、葉山の自然環境について学ぶ機会の充実に図ります。
- 学校教育や地域等と連携しながら、博物館を活用しやすい環境整備を図ります。
- 施設や設備の維持管理に努めるとともに、博物館活動の継続・維持に必要な施設の更新などについて関係機関と協議し検討します。

(注10) サイエンスカフェとは、科学技術の分野で従来から行われている講演会、シンポジウムとは異なり、科学の専門家と一般の人々が、カフェなどの比較的小規模な場所でコーヒーを飲みながら、科学について気軽に語り合う場をつくらうという試みです。  
このサイエンスカフェの活動は、一般市民と科学者、研究者を繋ぎ、科学の社会的な理解を深める新しいコミュニケーションの手法として、世界で注目されている活動です(日本学術会議 HP (H27) より)。

## 基本施策 12 図書館サービスの充実

### 〔施策目標〕

資料の充実や利用環境の整備が進み、読書活動の推進体制が整っている。

### 〔推進指標〕(4年を見通した指標)

- 読書困難な方が利用できる視聴覚資料数が増えている。
- 来館者が利用できるインターネット環境が整っている。
- 「葉山町子ども読書活動推進計画」を改定している。
- 図書館のあり方について、検討が進み、方向性が示されている。

### 〔施策の方針〕

#### (1) 蔵書・資料の充実

- 利用者の多様なニーズに応えるため、蔵書・資料の収集・整理等の充実を図ります。
- 葉山の特色を生かした資料の収集に努めるとともに、町民からの資料提供を有効に活用します。
- 民間企業等に雑誌を図書館に提供してもらう「雑誌スポンサー制度」を活用し、図書館資料の充実を図ります。

#### (2) 利用しやすい環境づくり

- 読書が困難な方が利用できる視聴覚資料などの収集を進め、サービスの向上を図ります。
- あらゆる情報の提供に対応できるよう、インターネット環境の整備等に取り組みます。
- 利用者が貸出資料を図書館以外の場所で返却する「返却ボックス」を増設します。

---

### ( 3 ) 読書活動の推進

- 子どもが読書に親しむきっかけづくりのため、幼児・児童及び保護者等を対象としたおはなし会や、4ヶ月児の親子を対象としたブックスタートを継続して実施します。
- 子どもの調べ学習を支援するため、学校や町内の団体などに対し資料の団体貸出を行うなど、連携・協力を促進します。
- 子どもの読書活動をより一層推進するために、平成25年3月策定の「葉山町子ども読書活動推進計画（平成25年度～平成29年度）」を改定します。
- 利用者の読書意欲の向上を図るため、自分が読んだ本のタイトルや貸出日を記録できる「読書の記録」の配布や、おすすめの本や時節に応じた本の展示などを行います。

### ( 4 ) 図書館運営のあり方

- 町民のニーズに応じた図書館の今後のあり方について検討するため、懇話会を開催し、広く意見を聞く場を設けます。
- きめ細やかな図書館サービスの充実を図るため、福祉等の関係団体との連携をはじめとする様々な手法を調査研究します。
- 葉山町が平成26年3月に編集・発行した「公共施設白書」、平成29年3月に策定した「公共施設等総合管理計画（図4-4参照）」を踏まえ、関係各課とともに策定する「公共施設等総合管理計画実施計画」の中で、図書館の老朽化対策を検討します（一部再掲・P52参照）。

## 第5章 事務局機能の強化

### 1 事務局体制の強化

第二次葉山町教育総合プランを推進するうえで、いかに事務局機能が大切であるかは、第一次葉山町教育総合プランの総括や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に関する国の通知(平成26年7月 文部科学省初等中等教育局長通知)から明らかです。

教育委員会事務局においては、事務局機能の重要性をしっかりと理解し、事務局体制の強化に努めなければなりません。

### 2 積極的でタイムリーな情報発信

葉山町教育総合プランに掲げる施策のひとつひとつを的確に推進し、葉山の教育の充実を着実に図るためには、その前提として、このプランを策定した目的や内容を多くの人々に理解してもらうことが不可欠です。

教育委員会事務局においては、これまで、新たな政策や施策が決定する過程において、その背景や必要性を十分に説明できていませんでした。

今後は、決定過程を含むすべての情報について、様々な機会を捉え、積極的でタイムリーな情報発信に努めていきます。

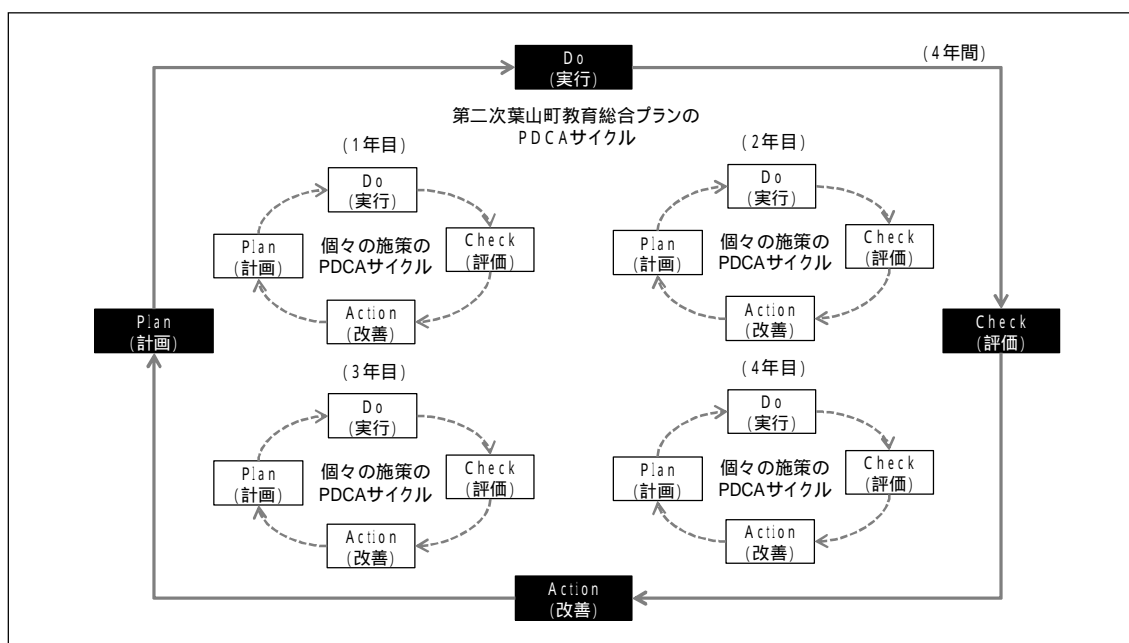


### 3 2つの進行管理

個々の教育施策は、第四次葉山町総合計画実施計画の仕組みの中で、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

一方、第二次葉山町教育総合プランそのものは、行動計画でありながらもなお指針の要素も強く、中期的な進行管理に適しているため、計画期間（4年間）を目安に、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

図 5-1 第二次葉山町教育総合プランと、個々の施策のPDCAサイクル



### 4 事業再編

第四次葉山町総合計画実施計画と、予算に関する付属説明書に掲載されている事業は、基本的に整合していますが、本プラン第4章における「基本施策」の区分とは、必ずしも一致していません。

また、推進体制では、学校運営事業や給食に関する事業等を教育総務課と学校教育課の双方で実施していたり、学校教育課長が教育研究所長を兼務しているため、教育研究所の主体性が十分に発揮されていなかったりする部分を解消する必要があります。

これらは、直接的には「事務局機能の強化」とはいえないかもしれませんが、限りある事務局職員や予算等については、教育委員会事務局の単位で事業を再編し、より効率的に活用しなければなりません。

資料編

# 1 策定の体制

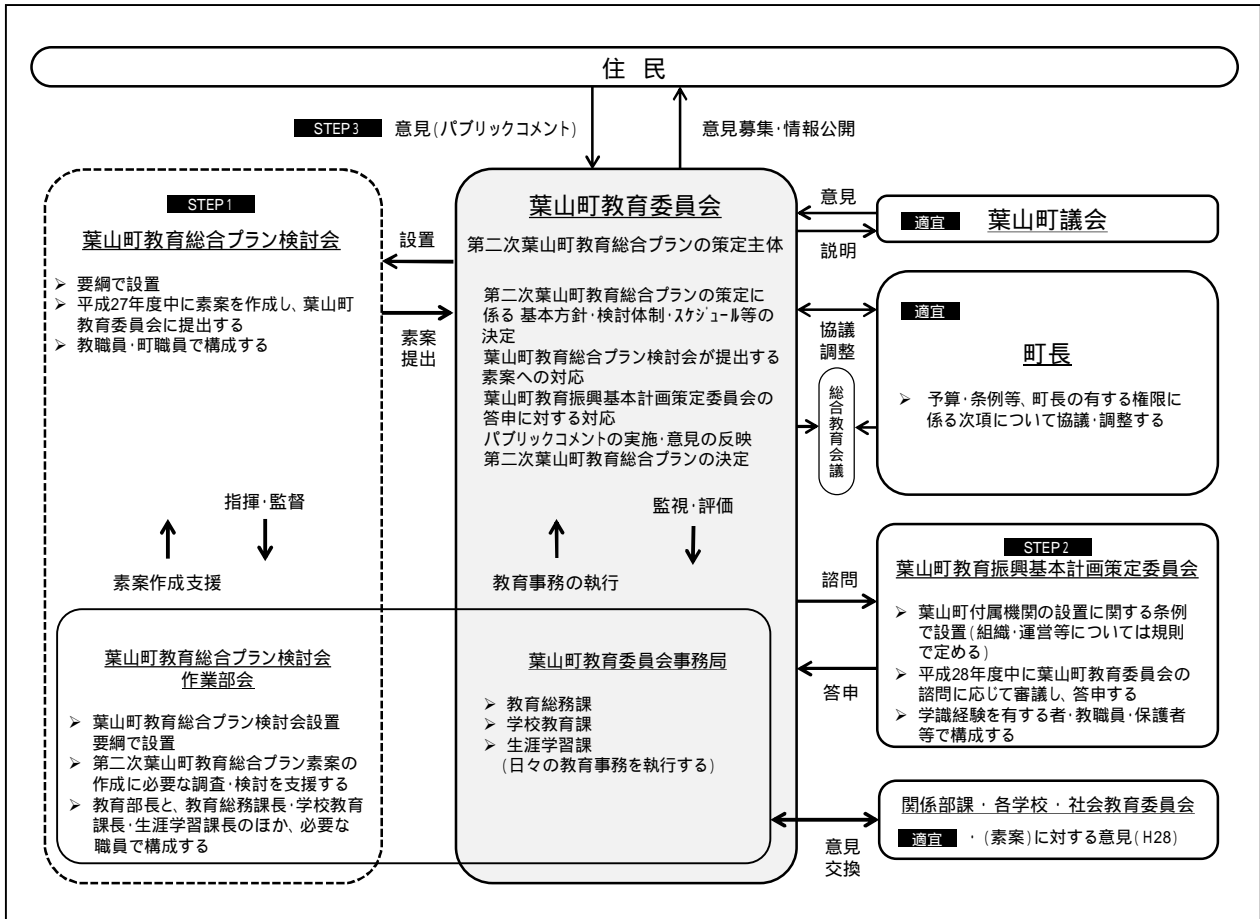
第二次葉山町教育総合プランは、図 6-1 の体制により段階的な検討を経て作成しました。

平成 27 年度に設置した「葉山町教育総合プラン検討会」では、葉山町教育委員会の事務局を中心に(素案)を作成しました(図 6-1 STEP1 参照)。

平成 28 年度に設置した「葉山町教育振興基本計画策定委員会」では、有識者、教職員、保護者、社会教育委員から、(素案)に対する意見をいただきました(図 6-1 STEP2 参照)。また、(素案)については、葉山町の関係部課、各小中学校、葉山町社会教育委員会に適宜示し、より実践的な立場からの意見もいただきました。

そして、平成 29 年 2 月から 3 月にかけてパブリックコメント(意見募集)を行い、1 団体と 3 名から 17 件の意見をいただきました(図 6-1 STEP3 参照)。

図 6-1 策定の体制図



## 2 葉山町教育総合プラン検討会設置要綱

(平成27年6月30日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、葉山町教育総合プラン検討会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づく教育振興基本計画を策定するにあたり、葉山町教育総合プラン検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) その他、前項の計画案のために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 政策財政部長
- (3) 福祉部長
- (4) 教育総務課長
- (5) 学校教育課長
- (6) 生涯学習課長
- (7) 政策課長
- (8) 子ども育成課長
- (9) 葉山町教育委員会が必要と認める教職員

(任期)

第5条 検討会を組織する者の任期は、委嘱の日から計画案の作成が終了する日までとする。

(座長等)

第6条 検討会に座長及び副座長を置き、座長には教育部長を、副座長には政策財政部長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第7条 検討会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その者の意見又は説明を聴くことができる。

( 作業部会 )

第8条 検討会に、第3条に規定する事項に関して調査、研究及び検討を行わせるために、作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育総務課長
- (3) 学校教育課長
- (4) 生涯学習課長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、座長が必要と認める職員

( 庶務 )

第9条 検討会の庶務は、教育総務課において処理する。

( 委任 )

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

### 3 葉山町教育総合プラン検討会の開催経過

日付		会議
第1回	H27.7.14	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 検討体制について</li><li>➤ 検討スケジュールについて</li><li>➤ 意見交換</li></ul>
第2回	H27.8.10	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 第二次葉山町教育総合プランの体系（素案）について</li><li>➤ 第二次葉山町教育総合プランの体系（素案）と、葉山町または町長が担う施策について</li></ul>
第3回	H27.12.15	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 第二次葉山町教育総合プランの体系（素案）について</li></ul>
第4回	H28.3.22	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 第二次葉山町教育総合プランの体系（素案）について（まとめ）</li></ul>

\* 葉山町教育総合プラン検討会設置要綱第8条に定める「作業部会」については、随時開催しました。

## 4 葉山町教育振興基本計画策定委員会規則

平成 28 年 2 月 22 日制定  
教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例(平成 7 年葉山町条例第 13 号)第 2 条の規定に基づき設置された葉山町教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画の策定及び改定に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申する。

(委員)

第 3 条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教職員
- (3) 保護者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定又は改定が終了するまでとする。

(委員長等)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その者の意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 5 葉山町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

平成 28 年 6 月 1 日現在

種 別 (条項)	氏 名	所属等
学識経験を有する者 (第 3 条第 1 項第 1 号)	イズ イシ ミノル 出 石 稔	関東学院大学副学長・法学部教授
教 職 員 (第 3 条第 1 項第 2 号)	カ トウ ユウ シ 加 藤 雄 司	葉山町立葉山中学校校長
	ナカ セ ヨシ ミツ 中 世 貴 三	葉山町立葉山小学校校長
保 護 者 (第 3 条第 1 項第 3 号)	シモ イ ユウ イチ 下 位 勇 一	葉山町 P T A 連絡協議会会長
教育委員会が必要と認める者 (第 3 条第 1 項第 4 号)	カ セ リョウ イチ 加 瀬 良 一	湘南三浦教育事務所副所長
	サ サ キ カズ コ 佐々木 和 子	葉山町社会教育委員
	イシ カワ ヤ ヨイ 石 川 弥 生	葉山町社会教育委員

\* は委員長、 は副委員長です。

## 6 葉山町教育振興基本計画策定委員会の開催経過

日付		会議
第1回	H28.5.27	➤ 諮問 ➤ 審議の進め方 ➤ 第二次葉山町教育総合プラン（素案）の説明
第2回	H28.7.1	➤ 第二次葉山町教育総合プラン（素案）の審議
第3回	H28.8.26	➤ 第二次葉山町教育総合プラン（答申案）の審議
第4回	H28.10.14	➤ 第二次葉山町教育総合プラン（答申案）のまとめ
	H28.11.18	➤ 答申



## 第二次葉山町教育総合プラン

平成 29 年 5 月 発行

発 行 葉山町教育委員会  
〒240-0112  
神奈川県三浦郡葉山町堀内 2050 番地の 9  
TEL 046 ( 876 ) 1111 ( 代表 )  
FAX 046 ( 876 ) 1861  
H P <http://www.town.hayama.lg.jp/>

編 集 葉山町教育委員会教育部  
教育総務課・学校教育課・生涯学習課